



ソーシャルボンド ガイドライン

2021年10月策定 金融庁



本ガイドラインの策定について

2021年3月から6月にかけて、「ソーシャルボンド検討会議」が4回にわたり開催され、学識者、実務経験者等により、本ガイドラインの内容等が議論された。

また、2021年7月7日（水）から8月10日（火）まで（英訳版は同年7月21日（水）から8月20日（金）まで）パブリックコメントの募集を行い、本ガイドラインの内容等について国内外から幅広い意見を募った。

本ガイドラインは、これらの議論等を踏まえ、金融庁において策定したものである。



**ソーシャルボンド検討会議
委員等名簿（敬称略・五十音順）**

（2021年10月）

座長	北川 哲雄	青山学院大学名誉教授・東京都立大学特任教授
委員	相原 和之	野村證券株式会社 デット・キャピタル・マーケット部 ESG 債担当部長
委員	有江 慎一郎	アムンディ・ジャパン株式会社 チーフ・インベストメント・オフィサー／運用本部長 兼 債券運用部長
委員	磯根 秀和	ANA ホールディングス株式会社 グループ経理・財務室 財務企画・IR 部 担当部長
委員	大石 竜志	株式会社格付投資情報センター ESG 推進室 室次長
委員	梶原 敦子	株式会社日本格付研究所 執行役員サステナブルファイナンス評価本部長
委員	川北 英隆	京都大学名誉教授
委員	熊谷 亮丸	株式会社大和総研 副理事長 兼 専務取締役 リサーチ本部長 チーフエコノミスト
委員	反田 祐介	ニッセイアセットマネジメント株式会社 クレジット投資部 チーフ・ポートフォリオ・マネジャー
委員	竹林 正人	Sustainalytics リードアナリスト アソシエイトダイレクター
委員	林 礼子	BofA 証券株式会社 取締役副社長
委員	平田 仁	独立行政法人国際協力機構（JICA） 財務部長 ※
委員	水口 剛	高崎経済大学学長
委員	森澤 充世	PRI 事務局 ジャパンヘッド
オブザーバー	一般社団法人日本経済団体連合会	
オブザーバー	日本証券業協会	
オブザーバー	一般社団法人国際銀行協会	
オブザーバー	日本公認会計士協会	
オブザーバー	内閣官房	
オブザーバー	環境省	
事務局	金融庁	

※委員の交代 2021年4月30日付で、独立行政法人国際協力機構（JICA） 緒方貞子平和開発研究所
顧問 森 睦也氏より交代



本検討会議では、上記委員等に加え、以下の参考人を招き、ヒアリングを実施した。

- | | | |
|---------------------|-------|---|
| 第1回
(2021年3月10日) | 清水 一滴 | 大和証券株式会社
デット・キャピタルマーケット部
SDGs ファイナンス課長 |
| 第2回
(2021年4月13日) | 中空 麻奈 | BNPパリバ証券株式会社
グローバルマーケット統括本部 副会長
チーフ クレジットストラテジスト 兼
チーフ ESG ストラテジスト |

ソーシャルボンドガイドライン

第1章 はじめに	1
1. 本ガイドライン策定の経緯及び目的	1
2. 本ガイドラインの基本的な考え方	5
3. 本ガイドラインの構成	7
第2章 ソーシャルボンドの概要	10
1. ソーシャルボンドとは	10
2. ソーシャルボンドのメリット	10
3. ソーシャルボンド発行のフロー	14
4. サステナビリティボンドとは	14
第3章 ソーシャルボンドに期待される事項と具体的対応方法	17
A. ソーシャルボンドの「核となる要素」	17
1. 調達資金の使途	17
2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス	21
3. 調達資金の管理	24
(1) 調達資金の管理	24
(2) 未充当資金の運用	25
4. レポーティング	26
B. ソーシャルボンドの「重要な推奨項目」	29
1. ソーシャルボンド発行のためのフレームワーク	29
2. 外部機関によるレビュー	29
(1) 外部機関によるレビューに関する全般的事項	29
(2) レビューを付与する外部機関が則るべき事項	32
第4章 投資家に望まれる事項	38
第5章 本ガイドラインの改訂	41
付属書1 ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び「対象となる人々」の例...	42
付属書2 ソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例.....	44
付属書3 開示情報の例	59
参考資料 「ソーシャルボンドに期待される事項」のチェックリスト.....	i

第1章

はじめに



第1章 はじめに

1. 本ガイドライン策定の経緯及び目的

2015年9月、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続的な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、また、同年12月には、いわゆるCOP21¹においてパリ協定が採択された。これらの2つの合意によって、貧困・格差等の社会的課題や地球環境問題に対処しつつ持続可能な経済・社会を実現するための世界的な目標が示された。

我が国は、持続可能な経済・社会づくりに向けた先駆者、いわば課題解決先進国として、SDGsの実施に向けた模範を国際社会に示すべく、2016年12月には、2030年までのSDGs達成に向けた取組を拡大・加速し、経済発展と社会的課題の解決を両立させることを目標とする「SDGs実施指針」²を策定した。このSDGs実施指針は、SDGsのゴールとターゲットのうち日本として特に注力すべきものを、日本の文脈に即して再構成した8分野の優先課題（「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」、「健康・長寿の達成」、「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」³等）として掲げており、これらの優先課題を踏まえた具体的施策等は、SDGsアクションプラン（以下「SDGsアクションプラン」という。）に従って行われてきている。

他方、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界的に、人々の命、生活、尊厳に対する脅威が生じており、このような状況の下、2030年までにSDGsを達成し、持続可能な経済・社会を実現するため、その取組を一層推し進める必要がある。SDGsの達成は、公的セクター・民間セクターを問わず、あらゆるステークホルダーが連携して目指すべきものであり、民間企業の果たす役割には大きな期待が寄せられている⁴。

¹ 国際気候変動枠組条約第21回締約国会議

² 2016年12月、内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官・外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とする「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」の下、行政、民間セクター、NGO・NPO、有識者、国際機関、各種団体等によって構成される「SDGs推進円卓会議」での対話を経て、日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が決定された（2019年12月に改訂）。当該実施指針を踏まえ、2017年12月以降、SDGs推進のための具体的施策をとりまとめた「SDGsアクションプラン」が定期的に策定されている。

³ その他、優先課題として、「持続可能で強靱な国土の質の高いインフラの整備」、「省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会」、「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」、「平和と安全・安心社会の実現」、「SDGs実施推進の体制と手段」が掲げられている。全ての優先課題は国内実施と国際協力の両面を含むものとされている。

⁴ 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の第67段落は、「民間企業の活動・投資・イノベーションは、生産性及び包摂的な経済成長と雇用創出を生み出していく上での重要な鍵である。」とした上で、「こ



こうした中、近年、グローバルな債券市場において、ソーシャルボンド、すなわち社会的課題の解決に貢献するソーシャルプロジェクトに資金用途を限定した債券の発行が拡大している⁵。日本国内においても、ソーシャルボンドの発行は大きく増加しており、その内訳を見ると、公的セクターによる発行が先行し、発行額の多くを占めている。民間企業による発行は、我が国では2019年に初めての起債が行われるなど、近年になって発行事例が積み重ねられ始めたところである。

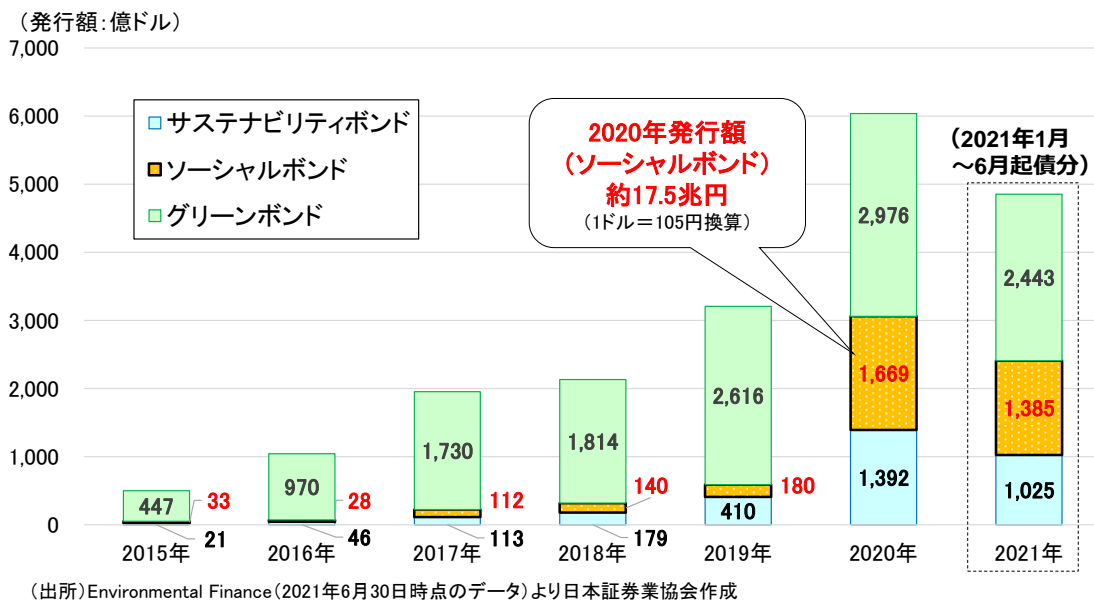
上記のとおり、SDGsの達成に向けた民間企業が取組が期待されていることや、民間企業自身においても、自らの経営課題や戦略としてこのような取組への関心が高まっていることを踏まえ、我が国においても、社会的課題の解決を通じてSDGsの達成に資するものとして、民間企業によるソーシャルボンドの発行及びこれを通じたソーシャルプロジェクトの実施を促進していくことが重要と考えられる。

また、SDGsの達成に必要な資金を確保するためには、公的資金のみならず、民間資金の一層の導入が不可欠であることが指摘されており、債券市場において必要な資金の流れを確保するためにも、ソーシャルボンドの活用は有益と考えられる。

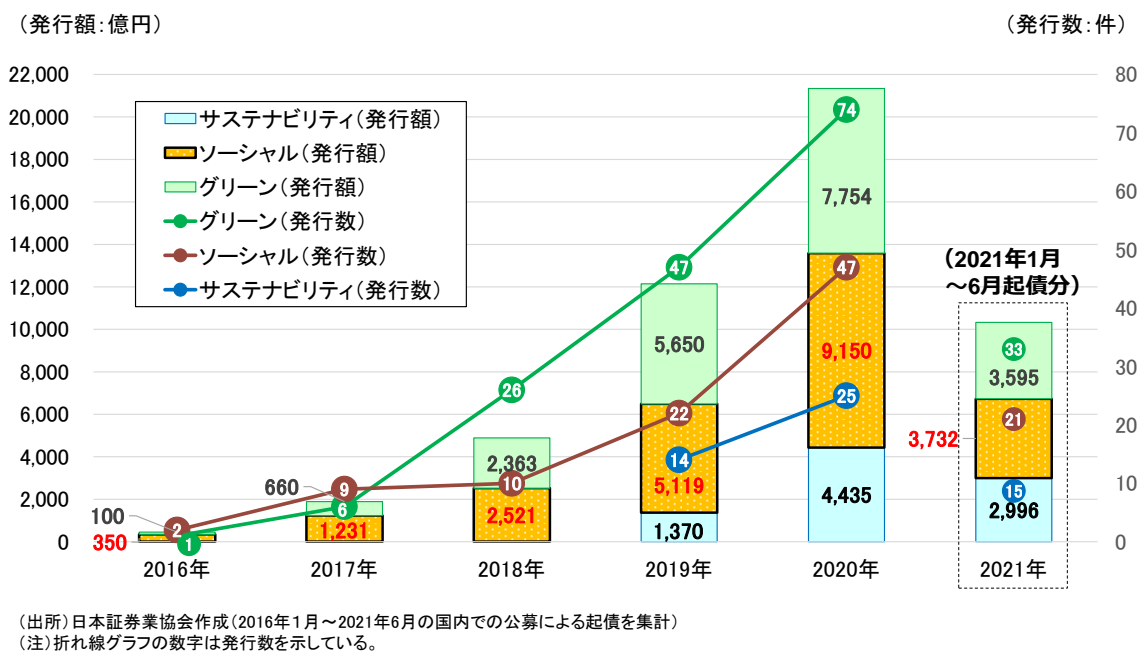
うした民間セクターに対し、持続可能な開発における課題解決のための創造性とイノベーションを発揮することを求める。」としている。

⁵ 特に、2020年には、新型コロナウイルス感染症対策支援を目的とする、いわゆるコロナ債(COVID-19 bonds)の発行が世界的に急増した。

<世界的な SDGs 債⁶の推移>

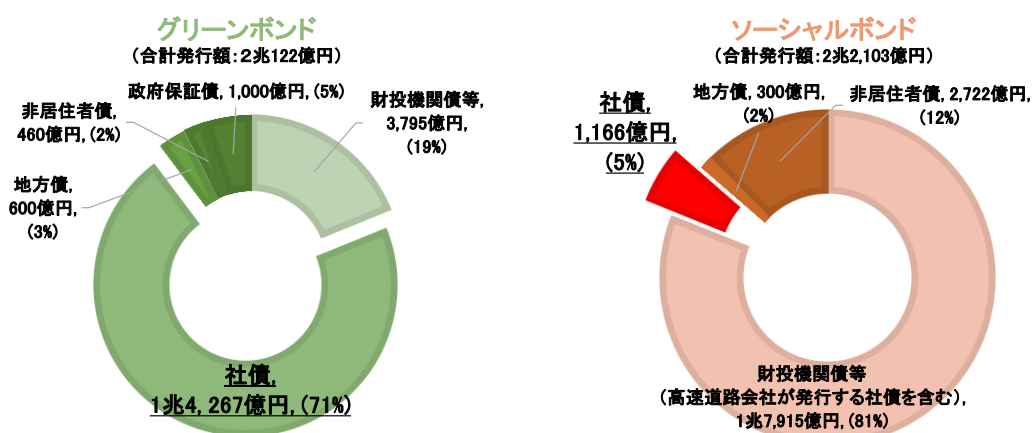


<国内における SDGs 債の推移>



⁶ 日本証券業協会では、調達資金が SDGs に貢献する事業に充当されるものとして、グリーン債券、ソーシャル債券、サステナビリティ債券などの債券を「SDGs 債」と呼称している (<https://www.jsda.or.jp/sdgs/sdgbonds.html>)。ただし、「SDGs 債」という呼称については、海外市場では必ずしもそのように使用されておらず、ICMA ソーシャル債券原則では、グリーン債券、ソーシャル債券、サステナビリティ債券を指すものとして SDG Bond (SDGs 債) という呼称が使用されていないことに留意が必要である。

＜国内におけるソーシャルボンド発行体別発行額（グリーンボンドとの比較）＞



主な発行体:
 (社債) 投資法人、電力会社、リース、商船、倉庫
 (財投機関債等) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、住宅金融支援機構
 (地方債) 東京都 (非居住者債) フランス電力

主な発行体:
 (高速道路会社を除く社債) 金融機関、航空、投資法人
 (財投機関債等) 高速道路、日本学生支援、国際協力機構
 (非居住者債) フランス金融機関

(出所) 日本証券業協会作成(金融庁で一部編集)

(注1) 2016年1月～2021年6月の国内での公募による起債の累計

(注2) 財投機関債等: 財投機関債として財務省が公表している債券及び特別法人等が発行した債券

ソーシャルボンドのグラフについて、高速道路会社が発行した社債であって「財投機関債」に該当しない場合(年)でも「財投機関債等」に分類

ソーシャルボンドに関しては、国際資本市場協会 (International Capital Market Association) (以下「ICMA」という。)が、2017年6月に「Social Bond Principles」(2018年、2020年及び2021年に改訂。以下「ICMA ソーシャルボンド原則」という。)を策定しており、現状では、これが唯一の国際標準となっている。我が国の経済界からは、ICMA ソーシャルボンド原則との整合性を踏まえつつ、我が国の特性に即したソーシャルボンドに関する指針(国内における実務的なガイドライン)の早期策定を求める声があった⁷。

こうした経緯を踏まえ、本ガイドラインは、ICMA ソーシャルボンド原則との整合性に配慮しつつ、発行体、投資家、その他の市場関係者の実務担当者がソーシャルボンドに関する具体的対応を検討する際に参考となるよう、いわゆる先進国課題を多く抱える我が国の状況に即した具体的な対応の例や解釈を示すことで、ソーシャルボンドの社会的な効果に関する信頼性の確保と、発行体のコストや事務的負担の軽減との両立につなげ、我が国においてソーシャルボンドの普及を図ることを目的とするものである⁸。

⁷ 2020年12月、日本経済団体連合会及び日本証券業協会から金融庁に対する要望書が提出された。

⁸ ソーシャルプロジェクトの社会的な効果は、適切な指標を用いて、可能な限り定量的に評価されることが望ましい。しかしながら、ソーシャルプロジェクトには多種多様なものがあることから、これを評価する具体的な指標については現在様々な検討や取組が行われており、このような検討や取組を踏まえつつ、関



従来から、多くの日本企業は、その社会的責任を経営課題や戦略に組み込むなど社会における課題解決を重視してきた。このような日本企業の考え方は、社会的課題の解決を目指すソーシャルボンドの理念と相通ずるものがあると考えられる。今後、本ガイドラインの活用により、ソーシャルボンドの発行が大きく増加し、社会的課題の解決の促進につながることを期待される。

2. 本ガイドラインの基本的な考え方

ソーシャルボンドの市場は、本来、ソーシャルプロジェクトのみに調達資金⁹を充当することを明示して資金を調達したいと考える発行体と、ソーシャルプロジェクトを選んで投資したいと考える投資家との間での、十分な情報を基礎とした対話を通して成熟していくべきものであり、ソーシャルボンドに関する発行体の対応の適切性がどのように評価されるか、そのソーシャルボンドが投資の対象として選択されるか否かは、最終的には市場に委ねられるものと考えられる。

ソーシャルボンドに期待される事項をあらかじめ整理しておくことは、このような発行体と投資家との対話の基礎となることに加え、これらの者がそれぞれのステークホルダーに対してソーシャルプロジェクトに関する資金調達・供給であることを説明する上でも有用である。

また、そのような発行体と投資家の双方にとって、ソーシャルボンド一般の「ソーシャル性」に対する社会的な信頼が維持されることは重要である。特に、グリーンボンドの普及においてグリーンウォッシュ債券¹⁰が市場に出回ることを防止する必要があるように、ソーシャルボンドとしての実質を欠く債券がソーシャルボンドとして市場に出回ることを防止することは、ソーシャルボンドに投資を行う投資家の保護という観点からも極めて重要である。

本ガイドラインは、以上のような考えの下、国際的に広く認知されているICMA ソーシャルボンド原則（2021年6月）の内容¹¹との整合性に配慮して策

係当事者間での議論を深めるには時間を要することが想定される。本ガイドラインでは、具体的な指標については今後の継続的な検討に委ねて、社会的な効果の評価に係る大枠の方針を示すこととした。

⁹ 本ガイドラインにおいて、「調達資金」とは、ソーシャルボンドの発行諸費用を控除した後の手取金をいう。

¹⁰ 実際は環境改善効果がない、又は、調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、グリーンボンドと称する債券。

¹¹ ICMA ソーシャルボンド原則は、ソーシャルボンドに関し、同原則と適合するための4つの「核となる要素（core components）」（「1. 調達資金の用途」「2. プロジェクトの評価と選定のプロセス」「3. 調達資金の管理」「4. レポーティング」）とともに、透明性を高めるために推奨される2つの「重要な推奨項目（key recommendations）」（「(i) ソーシャルボンドフレームワーク」「(ii) 外部機関によるレビュー」）を定



定した。具体的には、本ガイドライン第3章において、①調達資金の使途、②プロジェクトの評価及び選定のプロセス、③調達資金の管理、④レポーティングの4つの「核となる要素」に関して「べきである」と記載されている事項の全てに対応した債券は、ICMA ソーシャルボンド原則とも整合し、国際的にもソーシャルボンドとして認められ得るものと考えている¹²。また、本ガイドライン第3章において、①ソーシャルボンド発行のためのフレームワーク、②外部機関によるレビューの2つの「重要な推奨項目」に関して「べきである」と記載されている事項に対応することは、ICMA ソーシャルボンド原則が重視するソーシャルボンドの透明性の向上に資すると考えている。

発行体、投資家その他の市場関係者によって考え方が異なる事項については、明らかに不適切と考えられる対応を除いては、一律に排除するのではなく、むしろ、発行体はその事項への対応に係る情報をわかりやすく開示し、投資家その他の市場関係者がその情報を活用して発行体の対応の適切性を評価することや、これらの取組に関する知見が蓄積され、その知見が市場関係者に活用されるようなしくみが整備されることが重要である。そうすることで、それぞれの事項に関する発行体の対応の多様性を確保しながらも、ソーシャルボンドとしての実質を欠く債券がソーシャルボンドと称して市場に出回ることに対する市場の牽制を働かせることができると考えられる。

グリーンボンドに関しては、ICMAは、2014年1月に「Green Bond Principles」（2015年、2016年、2017年、2018年及び2021年に改訂。以下「ICMA グリーンボンド原則」という。）を策定しており、環境省では、ICMA グリーンボンド原則を踏まえ、2017年に「グリーンボンドガイドライン」を策定（2020年改訂）している。グリーンボンドガイドラインが、国内のグリーンボンド発行に係る実務指針として既に活用されていることに照らし、本ガイドラインは、グリーンボンドガイドラインと基本的な構成を共通とし、また、実務上同様とすることが好ましいと思われる手続等については可能な限り同様となるように定めて、発行体、投資家その他の市場関係者が、ソーシャルボンド、グリーンボンド及びこれらの両方の性質を兼ね備えるサステナビリティボンドといった債券に関し、一貫性のある対応を図ることができるよう配慮した。

めている。

¹² ただし、投資家その他の市場関係者の中には様々な考え方が存在し、また、現在、欧州を中心に、グリーン分野での持続可能な経済活動を分類する取組をソーシャル分野にも拡大する議論が行われていること等を踏まえ、今後、「ソーシャル性」に係る議論が一層活性化し、ソーシャルボンドに係る別の国際的な合意がなされる可能性もある。個々のソーシャルボンドに関する評価と選択は、このような議論の動向も注視しつつ、投資家その他の市場関係者がそれぞれの考え方に基づき行うものであることに留意が必要である。



また、公的セクターが、財政資金と併せて有償資金を導入して社会的課題の解決に貢献する取組と、民間セクターが、健全な利益を考慮しつつ、社会的課題の解決に貢献する取組には自ずと一定の差異があると考えられる。民間セクターによる社会的課題の解決への一層の取組が望まれる中、我が国では民間企業のソーシャルボンドの発行が始まったばかりである状況を踏まえ、本ガイドラインは、一般の民間企業によるソーシャルボンドの発行を念頭において、資金使途となるソーシャルプロジェクト等を示している。

ただし、公的セクターがソーシャルボンドの発行を検討するにあたり、必要に応じて本ガイドラインの内容を参照することは可能であり、むしろこのような活用は望ましいことと考えられる。

なお、本ガイドラインは、ソーシャルボンドのソーシャル性（ソーシャルプロジェクトを資金使途の対象として含むサステナビリティボンドに関するソーシャル性を含む。）に焦点を当てて整理したものであり、ソーシャルボンドの債券としての特性とリスクについては整理の対象としていない。本ガイドラインに準拠したソーシャルボンドであっても、通常の債券と同様、信用リスク、価格変動リスク、流動性リスクその他のリスクは存在するという事に留意が必要である。

3. 本ガイドラインの構成

第2章では、ソーシャルボンドの概要について説明する。また、ソーシャルボンドの発行を検討している発行体及びソーシャルボンドへの投資を検討している投資家の参考となるよう、ソーシャルボンドのメリットを説明する。

第3章は本ガイドラインの中核であり、ソーシャルボンドに期待される事項と具体的対応方法を示す。第3章における記述は、以下のように整理している。

- ① 「べきである」と表記した項目は、本ガイドラインとしてソーシャルボンドと称する債券が備えることを期待する基本的な事項である¹³。
- ② 「望ましい」と表記した項目は、それを満たさない場合でもソーシャルボンドと称することは問題がないと考えられるが、本ガイドラインとしては採用することを推奨する事項である。
- ③ 「考えられる」と表記した項目は、それを満たさない場合でもソーシャルボンドと称することは問題がないと考えられるが、本ガイドライン

¹³ なお、国際的な ICMA ソーシャルボンド原則の考え方と同様に、本ガイドライン第3章において①調達資金の使途、②プロジェクトの評価及び選定のプロセス、③調達資金の管理、④レポーティングの4つの「核となる要素」に関して「べきである」と表記した項目の全てに対応することが、本ガイドラインとして、ソーシャルボンドと称する債券に最低限必要と考えている。



としての例示、解釈等を示したものである。
第4章では投資家に望まれる事項を示す。

なお、本ガイドラインには法的拘束力はなく、ある行為等が、本ガイドラインに記載された事項（「べきである」と表記した項目を含む。）に準拠しなかったことをもって、本ガイドラインに基づき法令上の罰則等が課されるものではない（ただし、その行為等が他の法令等に抵触する場合には、当然、当該法令等に基づき罰則等が課される場合があるので留意が必要である。）。

第2章

ソーシャルボンドの概要



第2章 ソーシャルボンドの概要

1. ソーシャルボンドとは

ソーシャルボンドとは、発行体（民間事業法人、金融機関、独立行政法人等）が、国内外のソーシャルプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券であり、具体的には、①調達資金の用途が発行体により適切に評価・選定されたソーシャルプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、かつ、③それらについて発行後のレポーティングを通じ透明性が確保された債券である。

ソーシャルボンドの種類として、ソーシャルプロジェクトに要する資金を調達するために発行される債券であって、特定の財源によらず、発行体全体のキャッシュフローを原資として償還を行う標準的なソーシャルボンド(Standard Social Use of Proceeds Bond)のほか、例えば、専ら特定のソーシャルプロジェクトを行うSPC¹⁴等が、当該事業に必要な施設の整備や運営等を資金用途として発行し、当該事業の収益のみを原資として償還を行うソーシャルプロジェクト債(Social Project Bond)や、ソーシャルプロジェクトに係る資産を担保とし、これらの資産から生まれるキャッシュフローを原資として償還を行うソーシャル証券化債(Social Securitised Bond)等が挙げられる。

2. ソーシャルボンドのメリット

ソーシャルボンドがもたらすメリットとしては、発行のメリット、投資のメリット、社会的なメリットに分けて考えることができる。それぞれのメリットを詳細に見ていくと、一般に広くコンセンサスが得られているものばかりでなく、十分に実証されているとまでは言い難いものもあるが、発行歴・発行量において先行するグリーンボンドに関してグリーンボンドガイドラインに記載のある事項を参考に、現時点でソーシャルボンドについて同様の整理を試みれば、以下のとおりである。

① ソーシャルボンド発行のメリット

1) サステナビリティ経営の高度化

ソーシャルボンドへの取組を通じて、企業等の組織内のサステナビリティに関する戦略、リスクマネジメント、ガバナンス体制等が

¹⁴ SPC(Special Purpose Company : 特別目的会社)とは、資産(不動産、債券等)を取得し、それを裏付け(担保)に資金調達することを目的に設立される会社をいう。



整備され、サステナビリティ経営の高度化につながる可能性がある。また、ソーシャルボンドに関する企業等の情報開示を踏まえて、投資家のエンゲージメントが実施されることが、サステナビリティ経営の高度化に好影響を与えることも考えられる。

こうしたことが、外部機関による発行体の ESG 評価の向上、また、中長期的には発行体の ESG リスク耐性の向上や企業価値自体の向上に資すると考えられる。

2) ソーシャルプロジェクトの推進を通じた広範なステークホルダーからの支持の獲得

ソーシャルボンドは、調達資金の充当対象がソーシャルプロジェクトに限定されており、また、当該プロジェクトについて一定の開示がなされることとなる。このため、発行体は、ソーシャルボンドへの取組を通じて、一定の透明性を確保し投資家への説明責任を果たしつつ、社会的課題の解決や SDGs の達成に向けた積極的な姿勢を示すことができ、こうしたことが顧客・取引先等を含む広範なステークホルダーからの支持の獲得につながる可能性がある。

3) 投資家との関係構築による資金調達基盤の強化

発行体は、ソーシャルボンドへの取組を通じて、投資対象の社会的課題の解決への貢献度や SDGs との適合性を重視する投資家などからの投資を期待することができる。このような投資家との関係構築が、ソーシャルボンド自体の発行はもちろんのこと、それ以外のファイナンスに関しても、資金調達手段の多様化及び資金調達基盤の強化につながる可能性がある。

4) より合理的な条件での資金調達の可能性¹⁵

上記のとおり、ソーシャルボンドへの取組が企業等の ESG リスク耐性の向上やステークホルダーからの支持の獲得につながる可能性があり、これによって、当該企業等の信用力を含む市場評価が向上し、そのような市場評価を踏まえた資金調達が可能になることが想定される。他方で、現時点では、企業等がいわゆる SDGs 債 (ESG 債) を発行する場合、通常の債券発行に比して有利な条件 (低い発行金利) での資金調達が可能か否かについては、統一的な見解が存在するとは言い難く、SDGs 債 (ESG 債) の中でも比較的歴史の浅いソーシャルボンドもその例外ではない。

もっとも、ソーシャルボンドを含む SDGs 債 (ESG 債) については、

¹⁵ ソーシャルボンドによる資金調達に当たっては、調達資金の管理、レポーティング、外部機関によるレビュー等に要する追加的なコストにも留意が必要である。



他の条件が同じであれば、通常の債券に比べてより多くの投資家に選好される傾向にあり、また、近年こうした傾向が一層強まりつつあることが指摘されている。近時、SDGs 債（ESG 債）については、発行市場及び流通市場における様々な議論・検証が世界的に行われつつあり、このような投資家の選好等が実際にソーシャルボンドの発行条件の違いをもたらし得るか、引き続き議論・検証の動向を注視する必要がある。

なお、ソーシャルボンドの中でも、特定の事業からのキャッシュフローを利払いや償還の原資として発行されるソーシャルプロジェクト債等¹⁶については、当該事業に関する事業性評価に精通した投資家等から比較的好条件で資金を調達できる可能性があると考えられる。

② ソーシャルボンドに対する投資のメリット

1) ESG 投資の一つとしての投資

機関投資家の中には、一定規模の ESG 投資を行うことをコミットしている機関がある。このような機関投資家にとって、ソーシャルボンドは、マーケットプラクティスに合致したソーシャル性に関する透明性が高いフレームワークを有するものであり、自らのコミットメントに明確に合致するものである。また、このようなコミットを行っていない投資家についても、ソーシャルボンドに投資することで、ソーシャルプロジェクトへ積極的に資金を供給し支援を行っていることを示すことができるため、こうしたことが社会的な支持の獲得につながる可能性がある。

2) 投資を通じた投資利益と社会的なメリットの両立

個人投資家の一部や、アセットオーナーである機関投資家の中には、自らの判断により、程度の違いはあるにせよ、一定の社会的なメリットの追求それ自体に価値を見出して投資を行う場合がある者も存在するとみられる。こうした主体にとっては、ソーシャルボンドへの投資を通じ、債券投資による利益を得ながら、同時に、社会的なメリットの実現を支援することができる。

3) 効果的なエンゲージメントの実施が可能な ESG 投資であること

ソーシャルボンドの資金使途は一定のソーシャルプロジェクトに限定され、資金の流れが可視化されることから、投資家はその社

¹⁶ 11 頁（「1. ソーシャルボンドとは」）のソーシャルプロジェクト債やソーシャル証券化債等が考えられる。



会的な効果を見定めた上で投資意思決定を行うことができる。また、発行体から開示される社会的な効果等に関する非財務情報の分析・評価を通じ、投資により生じる社会的な効果及びその大きさについて、効果的なエンゲージメントを実施することができる。

③ ソーシャルボンドの社会的なメリット

1) ソーシャルプロジェクトを通じた社会的課題の解決への貢献

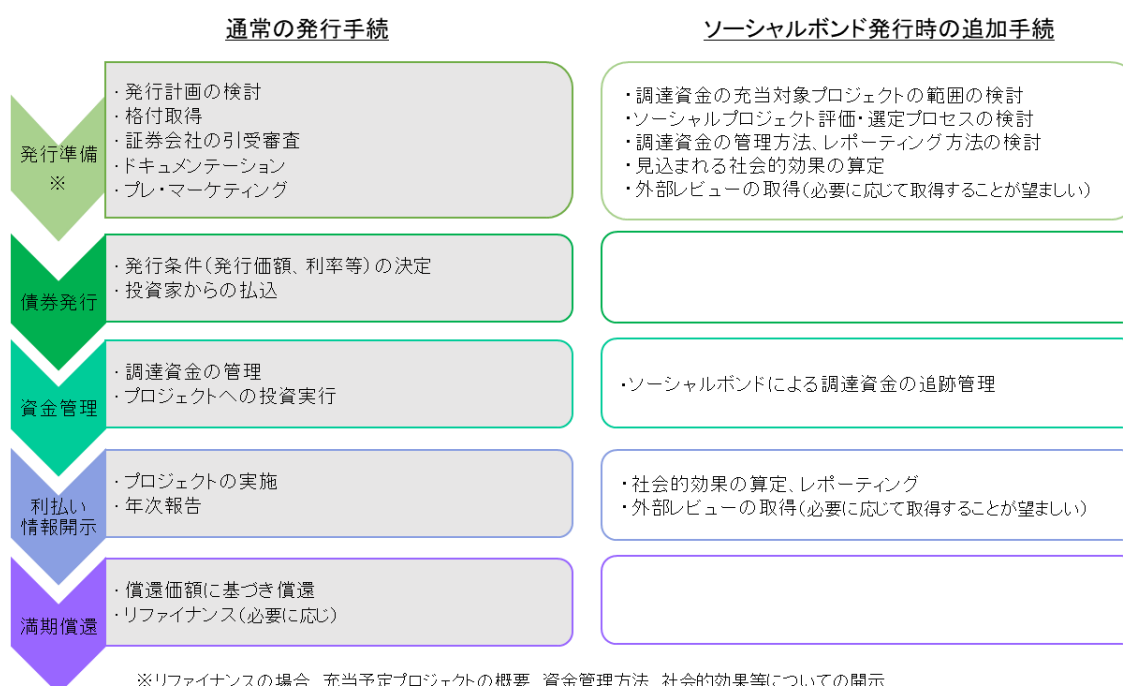
ソーシャルボンドの普及が進み、ソーシャルプロジェクトが推進されることにより、社会的課題の解決やSDGsの達成に貢献し、ポジティブな社会的な効果をもたらすこととなる。

2) ソーシャル投資に関する個人の啓発

ソーシャルボンドの普及を通じソーシャルプロジェクトが広く推進されるようになることは、社会的課題に関する個人の啓発につながる可能性がある。また、こうした関心の高まりは、個人の資産の受託者たる機関投資家等が更なるソーシャル投資を行うことの動機付けにもつながるものと考えられる。

3. ソーシャルボンド発行のフロー

発行体がソーシャルボンドを発行する場合、通常の社債等の発行手続きに加えて追加的な手続が必要となる。これらを図示すると、以下のとおり。



4. サステナビリティボンドとは

サステナビリティボンドとは、調達資金の全てがグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト双方への初期投資又はリファイナンスのみに充当され、かつ、ICMA グリーンボンド原則と ICMA ソーシャルボンド原則いずれか一方又は両方の4つの核となる要素に適合する債券である。

国際的には、2017年にICMAによる「Sustainability Bond Guidelines」(2018年及び2021年に改訂)が策定されて以来、サステナビリティボンドの発行は増加しており、国内での発行事例も大きく増加傾向にある。サステナビリティボンドの発行例として、ソーシャルプロジェクトとグリーンプロジェクトとをそれぞれ対象とする複数のプロジェクトを資金用途とする場合のほか、ソーシャルプロジェクトとグリーンプロジェクトとの双方の性質を兼ね備えるプロジェクトを資金用途とする場合が考えられる。いずれの場合も、ソーシャルプロジェクトを資金用途の対象として含むサステナビリティボンドは、ソ



ーシャルボンドと同様のメリットがあり、ソーシャルプロジェクトに民間資金を導入するための有効なツールの一つである。

なお、ある債券による調達資金の充当先となるソーシャルプロジェクトが、環境改善効果も兼ね備えているような場合には、発行体が、当該プロジェクトの主な目的（環境面の目標や社会的な目標）に基づいて、グリーンボンド、ソーシャルボンド又はサステナビリティボンドのいずれに位置付けるかを決定することとなる。

本ガイドラインは、ソーシャルボンドのソーシャル性に焦点を当てて、期待される事項等を整理しているが、これは、サステナビリティボンドの資金使途として含まれるソーシャルプロジェクトのソーシャル性にも共通するものである。したがって、第3章に掲げる事項は、サステナビリティボンドにより調達される資金がソーシャルプロジェクトに充当される範囲において、サステナビリティボンドにも適用されるものとする。

第3章

ソーシャルボンドに期待される事項と
具体的対応方法



第3章 ソーシャルボンドに期待される事項と具体的対応方法

A. ソーシャルボンドの「核となる要素」

1. 調達資金の用途

【調達資金の用途】

- ① ソーシャルボンドによる調達資金は、ソーシャルプロジェクトに充当されるべきである。ソーシャルプロジェクトとは、特定の社会的課題 (social issue) の解決への貢献を目指すプロジェクトであって、かつ、当該プロジェクトにより、対象となる特定の人々に対してポジティブな社会的な効果をもたらすこと（ただし、当該効果は必ずしもこれらの人々だけにもたらされるものに限られない。）を目的とするものをいう。
- ② 調達資金の充当先となる適格なソーシャルプロジェクトは、特定の社会的課題に対し、明確な社会的な効果¹⁷を有するべきである。当該社会的な効果は、発行体が評価すべきであり、可能な場合には定量化することが望ましい。

【社会的課題及びソーシャルプロジェクトの特定】

- ③ ソーシャルプロジェクトが対処する社会的課題とは、社会全体又は対象となる特定の人々の幸福 (well-being) を阻害し、ひいては脅かすものをいう。社会的課題は、その時々において変わり得るが、ソーシャルプロジェクトが対処する社会的課題は、当該社会において客観的に認識されている課題であるべきである。このため、社会的課題を把握するに当たっては、2015年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」をはじめとする国際的な合意等を踏まえて、また、特に我が国の文脈においては「SDGs アクションプラン」¹⁸等を踏まえて検討することが考えられる。
- ④ 発行体は、社会的な持続可能性に関する自らの包括的な目標、戦略、方針等（中期経営計画、サステナビリティ戦略、CSR 戦略等）を踏まえた上で、対処する社会的課題及び具体的なソーシャルプロジェクトを特定することが望ましい。

¹⁷ SDGs 債 (ESG 債) の発行が、社会・環境課題に対する新たな資金の流れや、当該債券がなければ生じなかったようなポジティブな効果を生み出すことは、SDGs 債 (ESG 債) の追加性 (additionality) として評価することができる。発行体は、調達資金の充当先となるソーシャルプロジェクトが明確な社会的な効果を有するかを評価する際、例えば、追加性の観点では、当該プロジェクトが、発行体の通常の事業と比較して、より大きなポジティブな社会的な効果を生み出すか等を考慮することが考えられる。

¹⁸ 脚注2参照。



【ソーシャルプロジェクトの例示】

- ⑤ ソーシャルプロジェクトの定義は、セクターや地域によって異なり得る。ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び各「事業区分」に対応する事業の細目の例としては、付属書1に記載されるようなものが考えられる（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない¹⁹）。一つのソーシャルプロジェクトが、複数の「事業区分」にまたがる場合もある。
- ⑥ ソーシャルボンドの具体的な資金使途の例としては、付属書2に記載されるようなソーシャルプロジェクト（これらの事業に係る資産、投融資又は研究開発費、人材教育費、モニタリング費用のような関連費用若しくは付随費用を含む。）が考えられる（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない）。付属書2は、SDGs アクションプラン等を踏まえて社会的課題として想定されるもの（あくまで例示である。）、及び国内外における民間企業等によるソーシャルボンドの発行事例等を勘案して、具体的なプロジェクトの例を示したものである。

【ソーシャルプロジェクトの対象となる人々】

- ⑦ ソーシャルプロジェクトによりポジティブな社会的な効果が期待される「対象となる人々」の定義は、地域の文脈によって異なり得る。その例としては、付属書1に記載されるような人々が考えられる（あくまで例示であり、これらに限定されるものではない²⁰）。
- なお、ソーシャルプロジェクトが一定の社会全体が直面する課題を対象とする場合など、その性質によっては、「対象となる人々」として一般の大衆（general public）が想定される場合があり得るが、その場合においても、一般の大衆のうち、当該プロジェクトによって特に裨益する人々のセグメントを特定することが望ましい²¹。

¹⁹ 付属書1に記載された「事業区分」は、ICMA ソーシャルボンド原則を踏まえ、実際にソーシャルボンドが発行される際に一般的に利用されている「事業区分」を例示したものである。また、社会的課題はその時々において変わり得ることから、新たに認識された社会的課題が、付属書1に記載されていない事業区分のソーシャルプロジェクトにより対処されることも考えられる。

²⁰ 付属書1に記載された「対象となる人々」は、ICMA ソーシャルボンド原則を踏まえ、本ガイドラインでの追加的な例示も加えて示したものである。また、社会的課題はその時々において変わり得ることから、新たに認識された社会的課題に対処するため、付属書1に記載されていない人々を対象としたソーシャルプロジェクトが実施されることも考えられる。

²¹ 「一定の社会全体が直面している課題」には、例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大や大規模震災の発生等、特定の社会的弱者等に限らず、一定の社会全体に影響が及ぶような課題が考えられる。また、プロジェクトが一般の大衆を対象とする場合においては、社会経済的に困難な人々等が排除されないよう、当該プロジェクトの製品やサービスがあらゆる人々にとってアクセス可能かつ手ごろな価格で提供されること等に留意することが考えられる。



【社会的な効果の評価】

- ⑧ ソーシャルプロジェクトが、本来想定されるポジティブな社会的な効果とは別に、付随的に、環境・社会に対しネガティブな効果をもたらす場合がある。「明確な社会的な効果を有するソーシャルプロジェクト」とは、そのようなネガティブな効果を考量した上でも、本来想定されるポジティブな社会的な効果が明らかに有益であると発行体が評価するプロジェクトである。

【調達資金の使途に関する投資家への事前説明】

- ⑨ 調達資金の使途は、目論見書などの法定書類²²その他の書類によって投資家に事前に説明されるべきである。
- ⑩ 調達資金の使途の投資家への説明は、投資家その他の市場関係者が資金使途の適切性を評価できるようにするため、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び「対象となる人々」を示して行うべきである²³。「事業区分」の細目、事業の詳細や「対象となる人々」をターゲットとする理由を説明することが望ましい²⁴。
- ⑪ 調達資金の使途となる個別のソーシャルプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該ソーシャルプロジェクトを明示して行うことが望ましい。
- ⑫ ソーシャルプロジェクトが、本来想定されるポジティブな社会的な効果とは別に、付随的に、環境・社会に対しネガティブな効果を持つ場合には、投資家その他の市場関係者がその効果を適切に評価できるよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。

【調達資金の使途をリファイナンスとする場合の措置】

- ⑬ ソーシャルボンドにより調達される資金は、当該資金により新たに立ち上げるソーシャルプロジェクトに対する初期投資のほか、既に開始されているソーシャルプロジェクトのリファイナンスに充当することも可能である。

リファイナンスとして調達される資金は、既に開始されているソーシャルプロジェクトの維持という効果を持つ一方で、当該ソーシャルプロジェクト自体はリファイナンス実施前に開始されていることになるため、新規のソーシャルプロジェクトへの初期投資とは社会的な意義が異なり得る。

これを踏まえ、①ソーシャルボンドにより調達される資金のうちリファイ

²² 関係する当事者間で交わされる契約書等を含む。

²³ 加えて、可能な場合には、ソーシャルプロジェクト（及び、該当する場合は発行体）がSDGsの特定のゴールやターゲットに適合していることを示すことが望ましい。

²⁴ 「対象となる人々」をターゲットとする理由は、例えば、当該「対象となる人々」が社会経済的に困難な状況に置かれていること等を示して説明することが考えられる。



ナンスに充当される部分の概算額（又は割合）及び②どのソーシャルプロジェクト（又は「事業区分」）のリファイナンスに充当されるのかについては、投資家向けの説明に含めることが望ましい。また、リファイナンスに充当される場合は、その対象となるソーシャルプロジェクトについて、ルックバック期間（既に開始されているプロジェクトについて、リファイナンスを充当する対象期間をいう。）を示すことが望ましい。

なお、調達資金のうち（リファイナンスでなく）新規のソーシャルプロジェクトに対する初期投資に充当する部分が多い場合には、当該初期投資に充当する資金の概算額（又は割合）を明らかにすることにより、当該ソーシャルボンドの評価の向上につながる可能性がある。

長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のソーシャルボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、社会的な効果の持続性について評価し²⁵、必要に応じて外部機関による評価を受け確認すべきである。

＜「リファイナンス」に該当する場合の具体例＞

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・ ソーシャルプロジェクトに係る金融機関等からの融資を、ソーシャルボンドによる調達資金で返済（借換）する場合
- ・ 既に開始し、継続又は完了しているソーシャルプロジェクトの資金調達のため発行した債券の満期償還を、新たに発行するソーシャルボンドによる調達資金により行う場合
※完了しているソーシャルプロジェクトの例としては、ソーシャルプロジェクトに位置付けられる施設の建設プロジェクト等が考えられる。
- ・ 金融機関等が、ソーシャルボンドによる調達資金を既に融資を開始しているソーシャルプロジェクトへの融資の原資に充てる場合

²⁵ リファイナンスを行うにあたり、リファイナンス実施時点で既に実現した社会的な効果がある場合は、当該効果を含めて評価することが望ましい。



2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

【プロジェクトの評価及び選定のプロセスに関する投資家への事前説明】

- ① 発行体は、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会的な目標 (Objective) 及び調達資金の充当対象となるソーシャルプロジェクトが社会的な目標に合致すると判断する際のプロセス (Process) の概要を、事前に投資家に説明すべきである。また、発行体は、ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準 (Criteria) についても、事前に投資家に説明することが望ましい。
- ② ソーシャルボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のソーシャルプロジェクトが決定している場合には、調達資金の充当対象とするプロジェクトが既に評価・選定されていると考えられるため、上記「規準」を定めることは不要と考えられる。この場合でも、①発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会的な目標及び②当該プロジェクトの評価・選定のプロセスについては、事前に投資家に説明すべきである。
- ③ 一方、ソーシャルボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のソーシャルプロジェクトが決定していない場合（①自らの一定の「事業区分」に属するソーシャルプロジェクトに係る資金調達をするためソーシャルボンドを発行する場合、②金融機関等が多数のソーシャルプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合等）には、発行体は、①発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会的な目標及び②当該プロジェクトの評価・選定のプロセスを決定し、事前に投資家に説明すべきであるが、この場合、上記「規準」を定めた上で説明することが望ましい。

また、個別のソーシャルプロジェクトが決定していない場合、ソーシャルボンドやソーシャルローン等の金融商品と共通のソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準及びプロセスを包括的なものとして構築しておくことも考えられる。

【社会的な目標】

- ④ 社会的な目標とは、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会面でのメリットであり、ソーシャルプロジェクトが目指す最終的な社会的な効果として示されるものをいう。社会的な目標の例としては、「ダイバーシティの推進・女性の活躍の推進」、「健康・長寿の達成（高齢社会への対応）」、「自然災害・感染症への対応」、「地方創生・地域活性化」などが考えられる。



【規準】

- ⑤ 規準とは、社会的な目標に照らして、調達資金の充当対象となるソーシャルプロジェクトが適格なソーシャルプロジェクトであるかを評価・選定する際の判断の根拠となるものである。規準には、ソーシャルプロジェクトが環境・社会に対して付随的にもたらす可能性があるネガティブな効果を排除するための規準が含まれる。
- ⑥ 規準は、プロジェクトの社会的な効果の開示に用いる指標等と整合的に説明されることが望ましい。
- ⑦ ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準としては、以下のようものが考えられる。評価・選定に当たり、参照する社会的な基準・認証がある場合、それらについても事前に投資家に説明することが望ましい。

＜ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準の例＞

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・ ソーシャルプロジェクトが、SDGs のゴールやターゲットの達成に貢献すると見込まれること
- ・ 社会的な目標に照らして、対象となるソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び「対象となる人々」が適切であること
- ・ ソーシャルプロジェクトが発行体の包括的な目標、戦略、方針等と整合的であること
- ・ ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標が適切に設定され、当該ソーシャルプロジェクトがポジティブな社会的な効果をもたらすことが見込まれること
- ・ プロジェクトが環境・社会に対して付随的にもたらす可能性があるネガティブな効果を排除するための規準

【プロセス】

- ⑧ ソーシャルプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスとは、例えば、「あるプロジェクトが社会的な目標や規準に照らして調達資金の充当対象として適切に社会的な効果をもたらすと判断される根拠」、「実際に誰がどのように上記規準を適用し、ソーシャルプロジェクトが社会的な目標に合致しているか否かの判断を行うか（どの部署が実際に評価・選定を行うのか、その適切性を検証するのか）」、などを意味する。
- ⑨ ソーシャルプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、ESG 担当部署その他の専門的知見を有する部署や外部機関が関与し、当該部署等がプロジェクトの選定に係る一次判断の妥当性をチェックした上で発行体としての最終判断を行うなど、社会的な観点からの適切性を確保するための



牽制を働かせることが望ましい。

【包括的な目標、戦略、方針等への組み込み】

- ⑩ 発行体は、社会的な目標、規準及びプロセスに関する情報を、社会的な持続可能性に関する発行体の包括的な目標、戦略、方針等（中期経営計画、サステナビリティ戦略、CSR 戦略等）の文脈の中に位置付けた上で、投資家に対して説明することが望ましい。また、発行後も投資家の求めに応じて説明することが望ましい²⁶。

【環境・社会的リスクを特定・管理する方法等】

- ⑪ 発行体は、ソーシャルプロジェクトの評価・選定のプロセスを補足するため、環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのあるソーシャルプロジェクトの環境・社会的リスクを特定し、管理する方法²⁷を、事前に投資家に説明すべきである。
- ⑫ 発行体は、ソーシャルプロジェクトが重大な環境・社会的リスクを有する場合、当該リスクの緩和策を定めておくことが望ましい。このようなリスクの緩和策としては、潜在的リスクが比較的大きいと評価される場合に実施されるトレードオフ分析や所要のモニタリングが考えられる。

²⁶ 例えば、企業のトランジション戦略の実行に伴って、雇用への影響等、気候変動以外に社会へのネガティブなインパクトが生じる可能性があるが、その緩和を目的としたプロジェクト等の資金調達にソーシャルボンドを活用することも考えられる。

²⁷ 例えば、「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために」及びこれを踏まえた我が国の「『ビジネスと人権』に関する行動計画」等に照らして、プロジェクトによる人権への負の影響がないか評価し、当該評価を踏まえた適切な措置を講じること等が考えられる。



3. 調達資金の管理

(1) 調達資金の管理

【一般的事項】

- ① 発行体は、ソーシャルボンドにより調達された資金が確実にソーシャルプロジェクトに充当されるよう、調達資金の全額又はそれと同等の金額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、発行体の内部プロセスによって統制を受けるべきである。
- ② ソーシャルボンドが償還されるまでの間、発行体は、ソーシャルプロジェクトへの充当額がソーシャルボンドによる調達資金と一致若しくは上回るようにする、又はソーシャルプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計額が、ソーシャルボンドによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的（少なくとも1年に1回）に確認すべきである。未充当資金が一時的に生ずる場合には、未充当資金の残高についての想定される運用方法を投資家に説明すべきである。また、未充当資金を早期にソーシャルプロジェクトに充当するよう努めるべきである。
- ③ 発行体は、ソーシャルボンドの発行後、調達資金の管理やソーシャルプロジェクトへの充当が、発行体が事前に定めた方法で適切に行われているか、監査法人その他の第三者を活用して検証することが望ましい。

【調達資金の追跡管理の方法】

- ④ 調達資金の追跡管理は、ソーシャルボンド1件ごとに行う方法のほか、プロジェクトごとに対応する複数のソーシャルボンドを集約して行う方法も考えられる。
- ⑤ 調達資金の追跡管理の具体的な方法としては、以下のようなものが考えられる。

<調達資金の追跡管理の具体的な方法の例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- ・ 調達資金を、会計上区別された補助勘定を設けて記入し、ソーシャルプロジェクトに充当した場合に、当該補助勘定から支出する。
- ・ 社内システムや電子ファイルにより、調達資金の全額とソーシャルプロジェクトへの充当資金の累計額を管理し、定期的に両者を調整し、後者が前者を上回るようにする。
- ・ 調達資金を別口座に入金しその全額をその他の事業資金と区別して管理する。ソーシャルプロジェクトへの充当は、当該別口座から行う。



【調達資金の追跡管理の方法に関する投資家への事前説明】

- ⑥ 発行体は、ソーシャルボンドにより調達される資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべきである。
- ⑦ 調達資金の管理については、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。

（２）未充当資金の運用

【調達資金の早期充当】

- ⑧ ソーシャルボンドにより調達した資金は、早期にソーシャルプロジェクトへ充当することが望ましく、発行体が合理的な理由なく調達資金をソーシャルプロジェクトへ充当しないことは避けなければならない。

【未充当資金の運用方法に関する投資家への事前説明】

- ⑨ 発行体は、ソーシャルボンドにより調達される資金について、充当対象となるプロジェクトが決定していない場合や、充当対象となるプロジェクトは決定しているものの資金充当のタイミングが来ていないために一時的に未充当となる場合には、想定している未充当資金の運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。

【未充当資金の運用方法】

- ⑩ 未充当資金の運用方法は、現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。



4. レポーティング

【ソーシャルボンド発行後の調達資金の使用状況等に関する一般的開示】

- ① ソーシャルボンドへの投資を行う投資家は、自らの拠出した資金がソーシャルプロジェクトに充当され、当該ソーシャルプロジェクトによりポジティブな社会的な効果をもたらされることを期待して、当該投資を行っている。また、発行体としても、発行した債券がソーシャルボンドであることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。これらを踏まえ、発行体は、発行後、ソーシャルボンドにより調達した資金の使用状況に関する最新の情報及びソーシャルプロジェクトの社会的効果について一般に開示するべきである。上記の開示は、例えば、発行体のウェブサイト等に情報を掲載することが考えられる²⁸。

【開示のタイミング】

- ② 発行体は、全ての資金が充当されるまでは少なくとも1年に1回、また、大きな状況の変化があった場合はその都度、資金の使用状況を開示すべきである。全ての資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には適時開示すべきである。

大きな状況の変化とは、資金使途となる資産やプロジェクトの売却、プロジェクトにおける重大な事故等、ソーシャル性に影響を与える事象の発生が挙げられるが、あくまで一例であり、これらに限定されるものではない。

【開示事項、開示方法】

- ③ 上記の開示事項には、以下の項目が含まれるべきである²⁹。

＜開示事項＞

- ・ 調達資金を充当したソーシャルプロジェクトのリスト
- ・ 各ソーシャルプロジェクトの概要（進捗状況を含む。）
- ・ 各ソーシャルプロジェクトに充当した資金の額
- ・ 各ソーシャルプロジェクトがもたらすことが期待される社会的な効果
- ・ 未充当資金がある場合には、その金額又は割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法

²⁸ 本ガイドラインに記載される情報開示は、その開示をもって、金融法制、取引所の制度、自主規制機関の制度等への適合を無条件に確保するものではない。本ガイドラインの記載にかかわらず、これらの諸制度が求めるところに従って情報開示を行うことが前提であることに留意が必要。

²⁹ ICMA ソーシャルボンド原則は、発行体は、レポーティングに関し、ICMAの公表する「Working Towards a Harmonized Framework for Impact Reporting for Social Bonds」を参照し、可能な場合には採用すべきであるとしている。



- ④ また、調達資金を既に開始されているソーシャルプロジェクトのリファイナンスに充当した場合、上記の開示事項には、①調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）及び②どのソーシャルプロジェクト（又は「事業区分」）のリファイナンスに充当されたのかが含まれることが望ましい。
- ⑤ ③及び④の開示は、個別のソーシャルプロジェクト単位でなされることが望ましいが、守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、ソーシャルプロジェクト数が多い場合には、情報を集約した形式で行うことも考えられる（例えば、複数の公的病院に対する融資プロジェクトを行う場合、個別の施設名を開示せず「公的病院への融資：●件」と一定の区分に係る情報を集約して示すなど。）。
- ⑥ 具体的な方法としては、付属書3のようなものが考えられる。

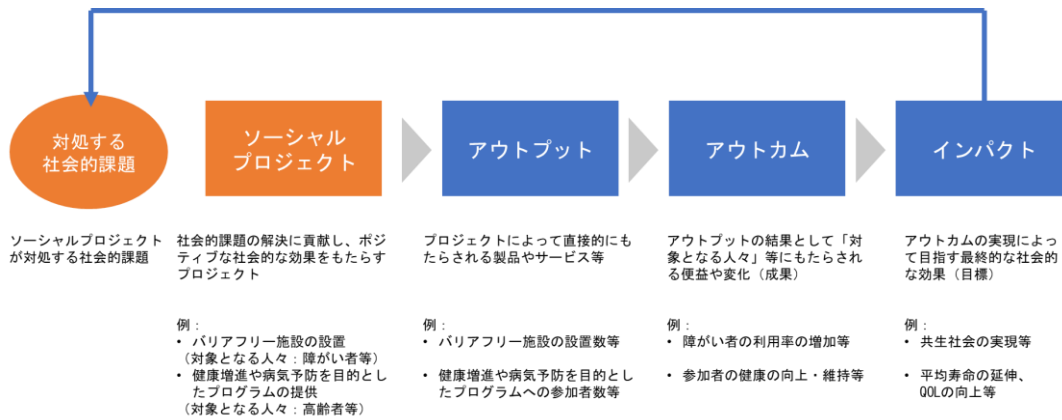
【社会的な効果に係る指標、算定方法等】

- ⑦ 社会的な効果の開示に当たっては、「2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス」において定めた「社会的な目標」及び「規準」との整合性や、ソーシャルプロジェクトの性質に留意して、適切な指標を用いるべきである。
- ⑧ 社会的な効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。定量化が難しい場合や、定量的な指標のみでは十分に社会的な効果を示すことが難しい場合には、定性的な表現も用いて当該効果を説明することが望ましい。また、定性的な指標として、外部認証を利用することも考えられる。
- ⑨ 実現した社会的な効果をモニタリングできる場合、実現した効果を開示事項に含めることが望ましい。また、ソーシャルプロジェクトがもたらす社会的な効果については、債券の償還期限までの間、開示することが望ましい。
- ⑩ 社会的な効果の開示に当たっては、ソーシャルプロジェクトがどのような過程により社会的な効果を生み出すことが期待されるか、その過程を適切な指標を用いて示すことが考えられる。

具体的には、ソーシャルプロジェクトによって、直接的にもたらされる具体的な製品及びサービス等を「アウトプット」、アウトプットの結果として「対象となる人々」等にもたらされる便益や変化（成果）を「アウトカム」、アウトカムの実現によって目指す最終的な社会的な効果（目標）を「インパクト」として、ソーシャルプロジェクトがインパクトに至る過程を段階的に示すことが考えられる³⁰。

³⁰ 上記 ICMA 「Working Towards a Harmonized Framework for Impact Reporting for Social Bonds」は、

＜ソーシャルプロジェクトとアウトプット・アウトカム・インパクトの関係³¹ ³²>



社会的な効果を示すための指標をアウトプット、アウトカム及びインパクトの3段階で示している。一方、環境省が2020年7月に公表した「インパクトファイナンスの基本的考え方」では、インパクトはアウトカムのレベルで定義されており、インパクトとアウトカムを必ずしも区分しない整理とされている。

³¹ ソーシャルプロジェクトがもたらす社会的な効果については、その最終的な効果であるインパクトが実現し、評価可能となるまでに、プロジェクトの完了後一定の期間を要することも想定される。

³² 社会的な効果の波及効果をどの時点でとらえるかによって「アウトカム」と「インパクト」の評価内容は異なる場合がある。本図表における「アウトカム」と「インパクト」の指標等の例はあくまでも例示である。



B. ソーシャルボンドの「重要な推奨項目」

1. ソーシャルボンド発行のためのフレームワーク

【ソーシャルボンド発行のためのフレームワーク³³】

- ① 発行体は、ソーシャルボンド発行のためのフレームワークを作成して、又は目論見書などの法定書類その他の書類によって、ソーシャルボンドが4つの核となる要素（調達資金の用途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、並びにレポートイング）に適合していることを、投資家に説明すべきである³⁴。発行体は、このようなフレームワーク等の書類を一般に開示すべきである。
- ② 発行体は、ソーシャルボンド発行のためのフレームワークにおいて、自らの包括的なサステナビリティ戦略の文脈に沿って投資家に説明することが望ましい。

2. 外部機関によるレビュー

（1）外部機関によるレビューに関する全般的事項³⁵

【一般的事項】

- ① 発行体が、ソーシャルボンド発行のためのフレームワークに関し、4つの核となる要素（調達資金の用途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、並びにレポートイング）に係る自らの対応について、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。外部機関によるレビューには、「セカンド・パーティ・オピニオン (Second Party Opinion)」「検証 (Verification)」「認証 (Certification)」「レーティング (Rating)³⁶」など様々な名称のものがある。このようなレビュー

³³ ICMA は、ソーシャルボンド発行のためのフレームワーク作成のガイダンスとして、「Pre-issuance Checklist of Social Bonds/Social Bonds Programmes」を公表している。

³⁴ 金融商品取引法その他の法令等に基づき、目論見書等の法定書類に記載することが義務付けられている事項については、当然、これを遵守する必要がある、フレームワーク等による説明で代替することはできない。

³⁵ ICMA ソーシャルボンド原則は、発行体は、外部機関によるレビューに関し、ICMA の公表する「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Review」を参照すべきであるとしている。また、ICMA ソーシャルボンド原則は、外部評価に係るテンプレートを提示しており、可能な場合には同テンプレートを使用すべきであるとしている。

³⁶ 「Rating」とは、専門的な調査機関や格付機関などの資格を有する第三者が、確立されたスコアリング／格付手法を拠り所として、ソーシャルボンドやそれに関連するソーシャルボンド発行のためのフレームワーク又は資金用途のような鍵となる要素について行う評価又は査定であり、債券又はその発行体の信用状態に関する評価としての信用格付とは異なる。このほか、外部レビューの種類ごとの定義及び特徴につ



一は、例えば以下のような場合には特に有用と考えられる。

＜レビューを活用することが特に有用と考えられる場合の例＞

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない³⁷。

- ・ 調達資金の具体的用途として予定しているソーシャルプロジェクトの中に、ポジティブな社会的な効果とともに環境・社会に対する比較的大きなネガティブな効果を併せ持つプロジェクトが含まれており、当該プロジェクトを調達資金の具体的用途とすることの適切性について客観的評価が必要と判断される場合
- ・ ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準の適切性や、当該規準に基づくソーシャルプロジェクトの評価・選定の適切性を評価する知見が発行体内部に十分に備わっておらず、これらの適切性について客観的評価が必要と判断される場合
- ・ 調達資金の具体的用途として予定しているソーシャルプロジェクトの社会的な効果の算定に用いることができる既存のフレームワークが存在しない場合に、自ら策定した社会的な効果の算定方法の適切性について客観的評価が必要と判断される場合
- ・ 投資家層として、国内のソーシャルプロジェクトや周辺情報に関するなじみがない海外の投資家が想定され、当該投資家のソーシャルボンドへの理解を促進することが必要と判断される場合

- ② 過去にソーシャルボンド発行のためのフレームワーク全体について外部機関によるレビューを付与され、それと同一のフレームワークで再度ソーシャルボンドを発行する場合には、改めてレビューを受けることは不要であると考えられる³⁸。例えば専らソーシャルプロジェクトを行う SPC が、当該プロジェクトの社会的な効果についてレビューを受け、同種類のプロジェクトに関して複数回のソーシャルボンドを発行する場合などが考えられる。なお、発行体が外部機関によるレビューを活用しない場合には、発行体が自ら、ソーシャルボンド発行のためのフレームワークに係る適切性を十分な透明性を持って説明することを、投資家その他の市場関係者から求められることが考えられる。

いては、ICMAの公表する「Guidelines for Green, Social, Sustainability and Sustainability-Linked Bonds External Review」にも記載されている。

³⁷ 個別の事例に応じて、活用できるレビューの種類やレビューの対象事項が限られることがある。

³⁸ ただし、過去にレビューを付与された時点から、ソーシャルプロジェクトやソーシャルボンドのスキームの適切性に関する考え方に変化がある場合や、レビューを付与する外部機関が自社の評価規準等を変更している場合なども考えられることから、慎重な検討を要する可能性がある。



【レビューを活用することができる事項】

- ③ 外部機関によるレビューを活用することができる事項としては、以下のようなものがあると考えられる。

＜レビューを活用することができる事項の例＞

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

1) ソーシャルボンド発行前のレビュー

- ・ 調達資金の具体的用途として予定しているソーシャルプロジェクトの適切性（例えば、プロジェクトが SDGs のゴールやターゲットの達成に貢献すると見込まれること、プロジェクトの「事業区分」及び「対象となる人々」の適切性、発行体の包括的な目標、戦略、方針等とプロジェクトとの整合性等も含むことが考えられる。）を評価するもの。
- ・ 調達資金の充当対象となるソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準や、当該規準に基づくソーシャルプロジェクトの評価・選定の実施体制の適切性を評価するもの。
- ・ ソーシャルボンドにより調達される資金の追跡管理の具体的方法の適切性を評価するもの。
- ・ ソーシャルプロジェクトによりもたらされることが期待される社会的な効果（リファイナンスの場合は、実際に生じた社会的な効果を含む。）の適切性（社会的な効果の算定方法や、算定の前提条件の適切性を含む。）を評価するもの。

2) ソーシャルボンド発行後のレビュー

- ・ ソーシャルボンドにより調達された資金の管理や、ソーシャルプロジェクトへの調達資金の充当が、発行前に発行体が定めた方法で適切に行われていたかを評価するもの。
- ・ ソーシャルボンドにより調達された資金を充当したソーシャルプロジェクトによりもたらされた社会的な効果が、発行前に発行体が定めた方法で適切に算定されているかを評価するもの。

【発行体によるレビュー結果の開示】

- ④ 発行体が外部機関によるレビューを受けた場合には、結果に係る文書等について開示するべきである³⁹。この開示は、例えば、発行体のウェブサイト等に掲載することが考えられる。

³⁹ ソーシャルボンド発行に関する情報開示の一環として、ICMAが提供するソーシャルボンドの発行リストのデータベースへの開示も考えられる。（<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-social-and-sustainability-bondsdatabase/#HomeContent>）



(2) レビューを付与する外部機関が則るべき事項

外部機関はレビューを付与するに当たり、以下の基礎的事項に則るべきである。

【プロフェッショナルとしての倫理規範的事項⁴⁰】

① 誠実性

外部機関は、常に誠実に行動しなければならず、以下のような報告、情報であると認識した上で、それらに基づきレビューの作成や開示に関与しないこと。

- ・ 重要な虚偽又は誤解を招く陳述が含まれる情報
- ・ 業務上必要とされる注意を怠って作成された陳述又は情報が含まれる情報
- ・ 必要な情報を省略する又は曖昧にすることにより誤解を生じさせるような場合において、当該情報を省略する又は曖昧にする情報

② 公正性

外部機関は、先入観をもたず、利益相反⁴¹を回避し、また他の者からの不当な影響に屈せず、常に公正な立場を堅持すべきである。既に決まっている結論を正当化するためにレビューにバイアスをかけることや事実を歪曲させることが求められる場合には、プロフェッショナルとしてのレビューの付与を断ること。

公正な立場を堅持することは、業務の判断における客観性の保持を求めるものである。具体的には、外部機関は、発行体から独立しているべきであり、発行体との間での第三者性が確保されているべきである。第三者性については、資本関係又は人的関係により判断されることが望ましい⁴²。例えば、以下のような場合は、第三者性が確保されているとはいえないものと考えられる⁴³。

<第三者性が確保されているとはいえない場合の例>

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

⁴⁰ 外部機関のプロフェッショナルとしての倫理規範的事項は、国際会計士連盟国際会計士倫理基準審議会の「倫理規定 (International Code of Ethics for Professional Accountants)」及びこれに対応する日本公認会計士協会の「倫理規則」を考慮している。

⁴¹ 外部機関が、他の法令等に基づき利益相反行為防止義務等を課される場合は、当然、これを遵守する必要がある。

⁴² 第三者性について懸案事項がある場合、外部機関は、投資家にこれを開示することが望ましい。

⁴³ これらの場合以外にも、外部機関のレビューの公正性を確保する観点から、外部レビューの付与と、当該外部機関又はそのグループ企業が行う他の業務(コンサルティング・アドバイザーサービスを含むが、これらに限られない。)の間の利害関係に留意が必要な場合があり得る。このような場合、外部機関は、公正性を確保できるよう、必要に応じて適切な措置を行うことが望ましい。



<資本関係について>

- ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ・ 両者が親会社と子会社の関係にある場合

<人的関係について>

- ・ 一方の会社の役員又はこれに準ずる者が、他方の会社の役員又はこれに準ずる者を現に兼ねている場合

※役員又はこれに準ずる者とは、取締役、監査役、執行役、その他名称・呼称のいかんを問わず法人その他団体においてその業務執行、業務・会計の監査などの権限を会社法、民法等の法令により有する幹部たる役職等が該当すると考えられる。

また、外部機関は、発行体との共同業務を伴うソーシャルボンド発行のためのフレームワークに係るコンサルティングやアドバイザリーサービスが、独立性を有する外部レビューとは異なることに留意すべきである。

③ プロフェッショナルとしての能力及び正当な注意

外部機関は、プロフェッショナルとして、適切な外部レビューを提供できるよう、外部レビューの実施に当たり、その職務遂行能力を必要とされる水準を維持することが必要である。

プロフェッショナルとして求められる事項を遵守し、正当な注意を払いつつ業務を遂行すべきである。

外部機関は、その指示の下で業務を行う者が業務を実施するに当たって、適切な訓練及び監督を受けていることを確認すべきである。

外部機関には、プロフェッショナルとして求められる専門的知見として、以下が求められる。

- ・ 専門分野について、国際的な市場動向を含む関連知識と最新の専門的な実務の動向を絶えず把握し理解し、スキルの向上に常に努め、最新の専門的知見を備えていること。
- ・ 付与する外部レビューの種類に応じ、また、レビューを付与するソーシャルプロジェクトの種類に応じ、関連する専門的知見を備えていること。
- ・ 専門性を十分に有していない分野においては、他の専門家を雇用又は参加させること。なお、一つのソーシャルボンドに係るレビューを、必ずしも一つの外部機関が行わなければならないわけではなく、複数の外部機関が、各々の専門的知見を踏まえて、異なる事項に関するレビューを付与することも考えられる。



外部機関が備えることが望ましい専門的知見としては、以下のようなものが考えられる。

＜専門的知見の例＞

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

- 1) 調達資金の用途となるソーシャルプロジェクトの適切性、ソーシャルプロジェクトの評価・選定のプロセスの適切性、社会的な効果の適切性等に係るレビューを付与する場合

社会的な効果の有無に係る判断基準、社会的な効果に係る定量化の手法検証の際に参照する指標、評価・認証等の専門的知見

- 2) 調達資金の管理、充当の適切性等に係るレビューを付与する場合
財務・会計監査等の専門的知見

④ 守秘義務

外部機関は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を他の者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない。守秘義務の遵守に関して、顧客情報の保護に関する方針、体制等を定め、公表又は顧客に提供しているべきである。

⑤ プロフェッショナルとしての行動

外部機関は、プロフェッショナルとしての自覚を持ち、プロフェッショナルとして求められる事項を遵守し、外部機関全体の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為を行うべきではない。

【外部機関の組織としての要件】

- ⑥ 外部レビューを実施するための組織構造として、外部レビューを適切に実施するための十分な組織体制を有し、外部レビューを実施する方法論（評価の軸となる考え方を含む。）や手順をあらかじめ定めているべきである。また、発行体、投資家その他の市場関係者から見た外部レビューの透明性・比較可能性の向上を図るため、方法論や手順に関する情報をあらかじめ開示することが望ましい。
- ⑦ 付与する外部レビューの領域をカバーするために必要とされる専門的な経験と資格を有する者を相当数雇用しているべきである。
- ⑧ 専門的分野に係る賠償責任保険を利用する場合、その対象範囲に言及するべきである。



【外部機関が評価すべき事項】

- ⑨ 外部レビューの種類に応じて以下について評価するものとする。
 - 1) 資金使途となるソーシャルプロジェクトが目標とする社会的な効果を評価すべきである。
 - 2) ソーシャルボンドに期待される4つの核となる要素との適合性を確認し評価すべきである。
 - 3) 発行体が特定した、ソーシャルプロジェクトに関連する潜在的な重大な環境・社会的リスク（ネガティブな効果）を必要に応じて評価すべきである。

【外部レビューの結果に係わる文書等に含めるべき情報】

- ⑩ 外部レビューの目的、業務の範囲、外部レビューを行う者の資格や外部機関としての専門的知見についての一般的な説明を含むべきである。少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示す必要がある。例えば、自らの有する専門的知見について、レビューの結果に係る文書等の中で説明するなどにより、明確に示すことが望ましい。
- ⑪ レビューを付与する外部機関は、その発行体から独立している第三者性及び利益相反の方針に関する声明について、レビューの結果に係る文書等において、含むべきである。少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示す必要がある。
- ⑫ 外部機関によるレビューには様々な種類があり、また同じ名称であっても、評価する事項や評価規準が異なっている場合がある。レビューを利用する関係者の理解を容易にするために、レビューを付与する外部機関は、使用する定義、どの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかという分析的アプローチや方法を、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すべきである。例えば以下のような記載が考えられる。

＜外部レビューに関する情報の記載例＞

※あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

このレビューは、本ソーシャルボンドの以下の事項について評価するものです。

①ソーシャルボンド発行前のレビュー		
評価内容	対象	評価規準
・調達資金の具体的使途として予定している	○	弊社が定める評価規準 ⁴⁴

⁴⁴ 詳細な評価規準の開示は困難な場合があるものの、可能な範囲で、どのような評価規準に照らして評価を行ったかを明確に示すことが望ましい。



<p>ソーシャルプロジェクトの適切性（例えば、プロジェクトがSDGsのゴールやターゲットの達成に貢献すると見込まれること、プロジェクトの「事業区分」及び「対象となる人々」の適切性、発行体の包括的な目標、戦略、方針等とプロジェクトとの整合性等も含むことが考えられる。）を評価するもの。</p>		
<p>・調達資金の充当対象となるソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準や、当該規準に基づくソーシャルプロジェクトの評価・選定の実施体制の適切性を評価するもの。</p>	○	弊社が定める評価規準
<p>・ソーシャルボンドにより調達される資金の追跡管理の具体的方法の適切性を評価するもの。</p>		
<p>・ソーシャルプロジェクトによりもたらされることが期待される社会的な効果（リファイナンスの場合は、実際に生じた社会的な効果を含む。）の適切性（社会的な効果の算定方法や、算定の前提条件の適切性を含む。）を評価するもの。</p>	○	弊社が定める評価規準
<p>②ソーシャルボンド発行後のレビュー</p>		
<p>評価内容</p>	<p>対象</p>	<p>評価規準</p>
<p>・ソーシャルボンドにより調達された資金の管理や、ソーシャルプロジェクトへの調達資金の充当が、発行前に発行体が定めた方法で適切に行われていたかを評価するもの。</p>		
<p>・ソーシャルボンドにより調達された資金を充当したソーシャルプロジェクトによりもたらされた社会的な効果を、発行前に発行体が定めた方法で適切に算定されているかを評価するもの。</p>		

- ⑬ 外部レビューにおいて評価する限界的事項も含め、外部レビューには、その結論・アウトプットを含むべきである。少なくとも、これらの情報入手できる場所を示す必要がある。

第4章

投資家に望まれる事項



第4章 投資家に望まれる事項

ソーシャルボンドの特徴は、調達資金の用途をポジティブな社会的な効果を生み出すソーシャルプロジェクトに限定する点にある。どのようなソーシャルプロジェクトが考えられるかについて、本ガイドラインでは具体的な資金用途の例を付属書2で示しているが、あくまでも国内外の発行事例等を踏まえた例示であり、その時々々の社会の状況も踏まえて、企業の創造性やイノベーション等により多様なソーシャルプロジェクトが実施されると考えられる。発行体により、ソーシャルプロジェクトが目指す社会的な効果の適切な開示がなされることを前提に、最終的な判断はソーシャルボンドへの投資を決める個々の投資家の判断に委ねられる。したがってソーシャルボンド市場が健全に発展するためには、投資家の役割が極めて重要となる。

このことを踏まえ、投資家は、ソーシャルボンドに関する投資判断に当たり、当該ソーシャルボンドの資金用途となるプロジェクトの社会的な効果について、適切に見極めることが望まれる。個々のプロジェクトの置かれた環境、ネガティブな効果の有無及びその影響、ソーシャルボンドを取り巻く国際的な動向等を踏まえて、個別具体的に行われることが望ましい。また、外部レビューが付されている場合には、外部レビューの結果に係る文書を十分に吟味すると同時に、外部レビューのみに依拠することなく、最終的な投資判断は投資家自身が当該ソーシャルボンドを適切に評価した上でなされることが望まれる。さらに、ソーシャルボンドへの投資後も、投資先による調達資金の管理の実態、実現した社会的な効果、状況の変化の有無等について、適切にモニタリングすることが望まれる。加えて、2020年3月に改訂された「日本版スチュワードシップ・コード」において、スチュワードシップ責任として「運用戦略に応じたサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）の考慮」が求められることとなったこと、また、同コードが債券を含む他の資産に投資を行う場合にも適用可能とされたことを踏まえ、ソーシャルボンドへの投資を行う機関投資家は、必要に応じ、投資先である企業との建設的なエンゲージメントを行うことが望まれる。

以上のことが可能となるためには、投資家が適切な判断をし得るだけの実力を備えていることが必要となる。そのため、投資家は、持続可能な発展に関する高い見識を持つとともに、ソーシャルプロジェクトについての知見を蓄積し、ソーシャルボンドを取り巻く国際的な動向にも十分注意することが望まれる。



上記は、ESG 投資を行う機関投資家等において社会的な支持を獲得する上でも必要であり、ひいてはソーシャルボンド市場の健全な発展、持続可能な社会の形成にも資すると考えられる。

第5章

本ガイドラインの改訂



第5章 本ガイドラインの改訂

本ガイドラインは、ソーシャルボンドの普及という目的を踏まえ、我が国の市場の成熟度、国際的な議論の動向、ICMA ソーシャルボンド原則をはじめとする関連文書等の改訂その他の状況の変化に応じ、改訂していくことを予定している。

また、ソーシャルボンドの他に、ソーシャル性を有し得る債券として、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、トランジション・ボンド等への取組も見られるが、これら周辺的な資金調達手段に関する国際的な議論との平仄にも配慮して、必要に応じて本ガイドラインの枠組みの明確化を行っていくことが考えられる。

なお、ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標については、引き続き、具体的例示に向け、関係者間で議論が進められることが期待される。また、ソーシャルボンドの更なる普及に向け、金融業界・関係機関等と連携し、国内外のソーシャルボンドの発行の好事例の共有（関連するウェブサイトへの掲載等）が進められることも期待される。



付属書1 ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び「対象となる人々」の例

ソーシャルプロジェクトの「事業区分」、各「事業区分」に対応する事業の細目、「対象となる人々」について、ICMA ソーシャルボンド原則に示される例と、本ガイドラインの追加的な例（※）を示したものである。あくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

※ SDGs アクションプラン等を踏まえ、社会的課題として想定されるものに対し、国内外の民間企業等によるソーシャルボンドの発行事例等を勘案して追加的な例示を行っている。具体的な資金使途の例は付属書2で示している。

ICMA ソーシャルボンド原則の「事業区分」の例示	ICMA ソーシャルボンド原則の「事業区分」の細目の例示	本ガイドラインの「事業区分」の細目の追加的な例示	ICMA ソーシャルボンド原則の「対象となる人々」の例示	本ガイドラインの「対象となる人々」の追加的な例示
1. 手ごろな価格の基本的インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーンな飲料水 ・ 下水道 ・ 衛生設備 ・ 輸送機関 ・ エネルギー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災対策 ・ 老朽化対策 ・ 災害復興 ・ ICT インフラ 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 貧困ライン以下で暮らしている人々 2. 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ 3. 障がい者 4. 移民・難民 5. 十分な教育を受けていない人々 6. 十分な行政サービスを受けられない人々 7. 失業者 8. 女性及び／又は性的及びジェンダーマイノリティ 	
2. 必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康 ・ 教育及び職業訓練 ・ 健康管理 ・ 資金調達と金融サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て支援 ・ 介護支援 ・ 高齢者福祉 ・ 高齢者の必要不可欠なサービスへのアクセス支援 ・ ICT 		
3. 手ごろな価格の住宅	(例示なし)			
4. (中小企業向け資金供給とマイクロファイナンスによる)	(例示なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症拡大による社会経済危機への対応 		



ICMA ソーシャルボンド原則の「事業区分」の例示	ICMA ソーシャルボンド原則の「事業区分」の細目の例示	本ガイドラインの「事業区分」の細目の追加的な例示
<p>る潜在的効果等を通じた）雇用創出（社会経済的な危機に起因する失業の防止又は軽減するために設計されたプログラムを含む）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生・地域活性化
<p>5. 食料の安全保障と持続可能な食料システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食料必要要件を満たす、安全で栄養価の高い十分な食品への物理的、社会的、経済的なアクセス ・ 回復力ある農業慣行 ・ フードロスと廃棄物の削減 ・ 小規模生産者の生産性向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先端技術を活用した食料システムの向上 ・ 食生活改善・未病対策
<p>6. 社会経済的向上とエンパワメント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール ・ 所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合 	<p>(※左記の細目を更にブレイクダウンした例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ダイバーシティ推進 ・ 女性活躍推進 ・ 働き方改革 ・ バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進 ・ 介護予防

ICMA ソーシャルボンド原則の「対象となる人々」の例示	本ガイドラインの「対象となる人々」の追加的な例示
<p>9. 高齢者と脆弱な若者 10. 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ</p> <p>(対象となる人々の定義は地域の文脈によって異なり得る。また、ある場合には、一般の大衆を想定することにより、対象となる人々も支援を受けることができるようになることがある)</p>	<p>(※左記「10. 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ」の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民 ・ 感染症の拡大等を受け、事業に影響を受けた中小企業等 ・ 仕事と子育て/介護等を両立する人々 <p>(付属書2「ソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例」で例示している対象となる人々のうちから一般的なものを掲載)</p>



付属書2 ソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例

「SDGs アクションプラン 2021」等を踏まえた社会的課題として想定されるもの（あくまで例示である。）及び国内外における民間企業等によるソーシャルボンドの発行事例等を勘案して、具体的な資金使途の例と考えられるものを以下に示した（これらに限られるものではない。）。

全体として国内におけるプロジェクトを想定し、参考となる例示をしているが、国際協力に係る課題（インフラ分野等）に関しては、発展途上国における社会的弱者を支援するプロジェクトなど、国際的な社会的課題の解決に貢献するプロジェクトを例示している。

ソーシャルプロジェクトを検討する場合、対応する「社会的課題」や「対象となる人々」が適切か、これらと組み合わせて判断することが重要である。

SDGs アクションプラン等を踏まえた社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA原則 ○本ガイドラインの追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例	「事業区分」の例 (ICMA原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA原則 ○本ガイドラインの追加的な例示)
ダイバーシティの推進・女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者 ●失業者 ●女性（○特に若年女性、女性起業家、零細・中小企業を営む女性、仕事と子育て/介護等を両立する女性等） ●性的及びジェンダーマイノリティ（○LGBT等の人々） ●高齢者と脆弱な若者 ●自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ ○外国人（特に社会経済的に弱い立場にある外国人労働者等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○（社会経済的に弱い立場にある人々を対象にした）教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラム、事業支援プログラムの提供 ○（経営者が社会経済的に弱い立場にある）スタートアップ・起業家への投融資・支援事業 ○ジェンダー平等の向上（女性活躍）の実績等を示す企業への投融資 ○保育/子育て支援サービス/施設の提供 ○介護支援サービス/施設の提供 	2. 必要不可欠なサービスへのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> ●教育及び職業訓練 ○子育て支援 ○介護支援
			4. 雇用創出	6. 社会経済的向上とエンパワーメント
	●障がい者（○障がい等の理由に	○より働きやすいオフィスの整備	2. 必要不可欠なサ	○子育て支援



SDGs アクション プラン等を踏まえ た社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途) の例	「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)
働き方改革とディ ーセントワークの 実現	<ul style="list-style-type: none"> ○より多様な働き方を必要とする人々) ○仕事と子育て/介護等を両立する人々 	<ul style="list-style-type: none"> ○テレワークのための ICT ツール(Web 会議ツール等) の導入 ○サテライトシェアオフィスの開発 ○保育/子育て支援サービス/施設の提供 ○介護支援サービス/施設の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ービスへのアクセス 6. 社会経済的向上とエンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> ○介護支援 ●資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合 ○働き方改革 ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進
バリアフリーの推 進	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者 ●女性 (○特に妊婦、乳幼児連れの女性等) ●性的及びジェンダーマイノリティ (○LGBT 等の人々) ●高齢者 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル・ディバイドの解消(ウェブサイト等のアクセシビリティの向上等) ○バリアフリー/ジェンダーフリー施設・設備の整備 ○ユニバーサル対応の推進 ○障がい者を対象にしたスポーツ・レジャー機会の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 必要不可欠なサービスへのアクセス 6. 社会経済的向上とエンパワーメント 	<ul style="list-style-type: none"> ○ICT ●資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合 ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進
子どもの貧困対策 推進・あらゆる	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども ○経済的事実等により教育を受けられない人々 	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的に困窮する子どものための教育・福祉に係るプロジェクトの実施 ○奨学金、教育ローンの提供 	<ul style="list-style-type: none"> 2. 必要不可欠なサービスへのアクセス 	<ul style="list-style-type: none"> ●教育及び職業訓練 ○ICT



SDGs アクション プラン等を踏まえ た社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金用途) の例	「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)
人々の教育機会の 確保		<ul style="list-style-type: none"> ○子どもに安全かつ有用なオンライン環 境の構築の支援 ○生徒・教師のためのオンライン学習シ ステム・ICT 活用に関する研修プログラ ムの提供や学校施設のインフラ整備 	6. 社会経済的向上 とエンパワーメン ト	<ul style="list-style-type: none"> ●資産、サービス、リソース及び機 会への公平なアクセスとコント ロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社 会への公平な参加と統合
責任ある企業行動 の促進	○小規模な生産者・サプライヤー (特に社会経済的に弱い立場 にある生産者・サプライヤー)	<ul style="list-style-type: none"> ○人権と企業責任(安全、賄賂・腐敗防止、 公正な労働慣行、子どもの権利等)に関 する研修プログラムの提供 ○ビジネスと人権に関する国際的な規範 等を踏まえたフェアトレードのための プログラムの実施 ○社会・環境面で一定の規準等を満たす 小規模な生産者・サプライヤーへの支 援 	2. 必要不可欠なサ ービスへのアクセ ス 6. 社会経済的向上 とエンパワーメン ト	<ul style="list-style-type: none"> ●教育及び職業訓練 ●資産、サービス、リソース及び機 会への公平なアクセスとコント ロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社 会への公平な参加と統合
健康・長寿の達成	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者 ○患者 ○疾病等により特定の栄養素を 必要とする人々 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進や病気予防を目的としたプロ グラムの提供 ○高度な医療栄養素の研究開発 ○より健康的な商品の研究開発、販売・流 通 ○食品の栄養価向上に向けた研究開発 ○最先端の医療研究施設の設定 ○革新的な医療技術の研究開発 ○健康・医療分野の ICT 活用(遠隔医療シ 	2. 必要不可欠なサ ービスへのアクセ ス 5. 食料の安全保障 と持続可能な食料 システム	<ul style="list-style-type: none"> ●健康 ●健康管理 ●教育及び職業訓練 ○ICT ●食料必要要件を満たす、安全で栄 養価の高い十分な食品への物理 的、社会的、経済的なアクセス ○食生活改善・未病対策



SDGs アクション プラン等を踏まえ た社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金用途) の例	「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)
(高齢社会への対 応(※1))	●高齢者(○特に所得の低い高齢 者、独居高齢者、生活に不可欠 な財・サービスにアクセスの難 しい高齢者等)	ステムの導入等)に係るプロジェクト や投融資 ○高齢者福祉・介護サービスの提供 ○高齢者福祉施設(介護施設、医療施設、 住宅施設、文化施設を含む)の提供 ○高齢者向けの介護予防(運動促進等)プ ログラムの提供	2. 必要不可欠なサ ービスへのアクセ ス 6. 社会経済的向上 とエンパワーメン ト	●健康 ●健康管理 ○高齢者福祉・介護 ○高齢者の必要不可欠なサービス へのアクセス支援 ●資産、サービス、リソース及び機 会への公平なアクセスとコント ロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社 会への公平な参加と統合 ○介護予防
新型コロナウイルス 感染症対策	●自然災害の罹災者を含むその 他の弱者グループ ○患者 ○患者の治療に係る医療従事者 ○一般の大衆	○医療・検査機器(検査キット等)や医薬 品等(ワクチン等)の研究開発、生産体 制の整備 ○企業・施設・店舗等の感染症対策(検温 機器導入、事業継続支援、感染防止のた めの備品の取得等)	2. 必要不可欠なサ ービスへのアクセ ス	●健康 ●健康管理
(経済的影響への 対応(※1))	●自然災害の罹災者を含むその 他の弱者グループ ○感染症の拡大等を受け、事業に 影響を受けた中小企業等	○感染症拡大による経済的影響を受けた 中小企業等への支援(事業・雇用継続の ための投融資等)	4. 雇用創出	○感染症拡大による社会経済危機 への対応



SDGs アクション プラン等を踏まえ た社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金用途)の例	「事業区分」の例 (ICMA原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)
地方創生・地域活 性化	○ 地理的・社会経済的に困難な状 況に置かれている地域の企業・ 住民	○地域企業の事業支援(人材採用、知財の 共有を含む) ○地域の生活インフラ・サービスの向上 (地理的条件不利地域における ICT 環 境の整備等) ○地域の就労支援・雇用創出支援 ○地域の中小企業の成長促進・支援のた めの投融資	1. 手ごろな価格の 基本的インフラ設 備 2. 必要不可欠なサ ービスへのアクセ ス 4. 雇用創出 6. 社会経済的向上 とエンパワーメン ト	●輸送機関 ○ ICT インフラ ●健康 ●健康管理 ●資金調達と金融サービス ○ ICT ○ 地方創生・地域活性化 ●資産、サービス、リソース及び機 会への公平なアクセスとコント ロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社 会への公平な参加と統合
持続可能で強靱な 国土(防災・減災 対策、インフラ老 朽化対策)	●自然災害の罹災者を含むその 他の弱者グループ ○ 地域企業・住民	○防災・減災対策を施した施設の建築 ○災害時における物流施設の提供 ○災害時における避難場所・物資の提供 ○災害脆弱性・インフラ老朽化対策事業 ○災害復興支援事業 ○持続可能なまちづくりの推進事業	1. 手ごろな価格の 基本的インフラ設 備	●輸送機関 ○ 防災・減災対策 ○ 老朽化対策 ○ 災害復興
低所得者向けの住 居支援(※1)	●高齢者 ●障がい者 ○ 低所得者	○低所得者等向けの質の高い手ごろな価 格の住宅の建築・改築・改修 ○低所得者等向けの住宅ローンの提供	3. 手ごろな価格 の住宅	



SDGs アクションプラン等を踏まえた社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA原則 ○本ガイドラインの追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例	「事業区分」の例 (ICMA原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA原則 ○本ガイドラインの追加的な例示)
国際協力(ユニバーサル・ヘルスカバレッジの推進、アジア・アフリカ等の途上国支援、質の高いインフラの海外展開)	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困ライン以下で暮らしている人々 ● 排除され、あるいは社会から取り残されている人々、あるいはコミュニティ ● 十分な行政サービスを受けられない人々 	<ul style="list-style-type: none"> ○ (発展途上国における) サービスの行き届いていない地域における電力へのアクセスを可能とするための支援サービスの提供 ○ (発展途上国における) 低所得層のためのきれいな飲料水へのアクセス向上のための支援プログラムの提供 ○ (発展途上国における) 衛生下水処理システム、輸送、廃棄物管理、緑地・沿岸地の開発を含む、コミュニティの開発事業 	1. 手ごろな価格の基本的インフラ設備	<ul style="list-style-type: none"> ● エネルギー ● クリーンな飲料水 ● 下水道 ● 衛生設備 ● 輸送機関
持続可能な生産・消費の促進、食品廃棄物・食品ロスの削減と活用／国際協力(発展途上国の食料安全保障と栄養改善の達成)	<ul style="list-style-type: none"> ● 貧困ライン以下で暮らしている人々 ● 自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ ○ 小規模な生産者・サプライヤー 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料の生産から流通までの過程(サプライチェーン)での食品ロス・廃棄問題への取組に係るプロジェクト ○ 持続可能な生産や農業慣行に関する指導/アドバイスや支援プログラムの提供 ○ 先端技術を活用した高い生産性の食料生産設備(植物工場等)の導入 	5. 食料の安全保障と持続可能な食料システム	<ul style="list-style-type: none"> ● 回復力ある農業慣行 ● 小規模生産者の生産性向上 ● フードロスと廃棄物の削減 ○ 先端技術を活用した食料システムの向上

(※1) 「SDGs アクションプラン 2021」に示されている取組等に含まれない社会的課題の例示

(※2) ソーシャルプロジェクトの「対象となる人々」として一般の大衆 (general public) が想定される場合があり得るが、その場合においても、一般の大衆のうち、当該プロジェクトによって特に裨益する人々のセグメントを特定することが望ましい。プロジェクトが一般の大衆を対象とする場合においては、社会経済的に困難な人々等が排除されないよう、当該プロジェクトの製品やサービスがあらゆる人々にとってアクセス可能かつ手ごろな価格で提供されること等に留意することが考えられる。



(注1) ソーシャルプロジェクトについては、発行体自身が事業を実施するケースと、金融機関等がこれらの事業に対して資金支援するケースが考えられる。
(注2) 調達資金の充当先となる適格なソーシャルプロジェクトは、特定の社会的課題に対し、明確な社会的な効果を有するべきである。「明確な社会的な効果を有するソーシャルプロジェクト」とは、ソーシャルプロジェクトが環境・社会にもたらす可能性があるネガティブな効果を考量した上でも、本来想定されるポジティブな社会的な効果が明らかに有益であると発行体が評価するプロジェクトである。



(付属書2に係る参考資料)

ソーシャルプロジェクト（具体的な資金使途）の例
 (ICMA ソーシャルボンド原則に示される「事業区分」毎に例示)

付属書2に示した具体的な資金使途の例について、ICMA ソーシャルボンド原則に示される「事業区分」に沿って整理したもの。あくまで例示であることなど留意点は付属書2と同じ。

ソーシャルプロジェクトを検討する場合、対応する「社会的課題」や「対象となる人々」が適切か、これらと組み合わせて判断することが重要である。

「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドライン の追加的な例示)	SDGs アクションプ ラン等を踏まえた 社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途) の例
1. 手ごろな価格の 基本的インフラ設 備	● 輸送機関 ○ ICT インフラ	地方創生・地域活 性化	○ 地理的・社会経済的に困難な状況 に置かれている地域の企業・住民	○ 地域の生活インフラ・サービスの向上 (地理的条件不利地域における ICT 環 境の整備等)
	● 輸送機関 ○ 防災・減災対策 ○ 老朽化対策 ○ 災害復興	持続可能で強靱な 国土(防災・減災 対策、インフラ老 朽化対策)	● 自然災害の罹災者を含むその他 の弱者グループ ○ 地域企業・住民	○ 防災・減災対策を施した施設の建築 ○ 災害時における物流施設の提供 ○ 災害時における避難場所・物資の提供 ○ 災害脆弱性・インフラ老朽化対策事業 ○ 災害復興支援事業 ○ 持続可能なまちづくりの推進事業
	● エネルギー ● クリーンな飲料水 ● 下水道 ● 衛生設備 ● 輸送機関	国際協力(ユニバ ーサル・ヘルスカ バレッジの推進、 アジア・アフリカ 等の途上国支援、	● 貧困ライン以下で暮らしている 人々 ● 排除され、あるいは社会から取り 残されている人々、あるいはコミ ュニティ	○ (発展途上国における) サービスの行 き届いていない地域における電力への アクセスを可能とするための支援サー ビスの提供 ○ (発展途上国における) 低所得層のた



「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドライン の追加的な例示)	SDGs アクションプ ラン等を踏まえた 社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例
		質の高いインフラ の海外展開)	●十分な行政サービスを受けられ ない人々	めのきれいな飲料水へのアクセス向上 のための支援プログラムの提供 ○(発展途上国における) 衛生下水処理 システム、輸送、廃棄物管理、緑地・沿 岸地の開発を含む、コミュニティの開 発事業
2. 必要不可欠なサ ービスへのアクセ ス	●教育及び職業訓練 ○子育て支援 ○介護支援	ダイバーシティの 推進・女性の活躍推 進 働き方改革とディ ーセントワークの 実現	●障がい者 ●失業者 ●女性(○特に若年女性、女性起業 家、零細・中小企業を経営する女 性、仕事と子育て/介護等を両立 する女性等) ●性的及びジェンダーマイノリティ (○LGBT 等の人々) ●高齢者と脆弱な若者 ●自然災害の罹災者を含むその他 の弱者グループ ○外国人(特に社会経済的に弱い立 場にある外国人労働者等) ○仕事と子育て/介護等を両立する 人々	○(社会経済的に弱い立場にある人々を 対象にした) 教育/職業訓練プログラ ム、キャリアアップのためのプログラ ム、能力開発プログラム、事業支援プロ グラムの提供 ○保育/子育て支援サービス/施設の提供 ○介護支援サービス/施設の提供



「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドライン の追加的な例示)	SDGs アクションプ ラン等を踏まえた 社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途) の例
	<ul style="list-style-type: none"> ●教育及び職業訓練 ○ICT 	<p>バリアフリーの推 進</p> <p>子どもの貧困対策 推進・あらゆる 人々の教育機会の 確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者 ●高齢者 ○子ども ○経済的事情等により教育を受け られない人々 	<ul style="list-style-type: none"> ○デジタル・ディバイドの解消(ウェブサ イト等のアクセシビリティの向上等) ○経済的に困窮する子どものための教 育・福祉に係るプロジェクトの実施 ○奨学金、教育ローンの提供 ○子どもに安全かつ有用なオンライン環 境の構築の支援 ○生徒・教師のためのオンライン学習シ ステム・ICT 活用に関する研修プログラ ムの提供や学校施設のインフラ整備
	<ul style="list-style-type: none"> ●教育及び職業訓練 	<p>責任ある企業行動 の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小規模な生産者・サプライヤー (特に社会経済的に弱い立場に ある生産者・サプライヤー) 	<ul style="list-style-type: none"> ○人権と企業責任(安全、賄賂・腐敗防止、 公正な労働慣行、子どもの権利等)に関 する研修プログラムの提供
	<ul style="list-style-type: none"> ●健康 ●健康管理 ●教育及び職業訓練 ○ICT ○高齢者福祉・介護 ○高齢者の必要不可欠なサービ スへのアクセス支援 	<p>健康・長寿の達成 (高齢社会への対 応(※1)を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者 ○患者 ○疾病等により特定の栄養素を必 要とする人々 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康増進や病気予防を目的としたプロ グラムの提供 ○高度な医療栄養素の研究開発 ○より健康的な商品の研究開発、販売・流 通 ○食品の栄養価向上に向けた研究開発 ○最先端の医療研究施設の設立 ○革新的な医療技術に向けた研究開発



「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドライン の追加的な例示)	SDGs アクションプ ラン等を踏まえた 社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途) の例
				<ul style="list-style-type: none"> ○健康・医療分野の ICT 活用(遠隔医療システム)の導入等)に係るプロジェクトや投融資 ○高齢者福祉・介護サービスの提供 ○高齢者福祉施設(介護施設、医療施設、住宅施設、文化施設を含む)の提供
	<ul style="list-style-type: none"> ●健康 ●健康管理 ●資金調達と金融サービス ○ICT 	新型コロナウイルス感染症対策 地方創生・地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ●自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ ○患者 ○患者の治療に係る医療従事者 ○一般の大衆 ○地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療・検査機器(検査キット等)や医薬品等(ワクチン等)の研究開発の支援、生産体制の整備 ○企業・施設・店舗等の感染症対策(検温機器導入、事業継続支援、感染防止のための備品の取得等)の支援 ○地域の生活インフラ・サービスの向上(地理的条件不利地域における ICT 環境の整備等)(再掲)
3. 手ごろな価格の住宅		低所得者向けの住居支援(※1)	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者 ●障がい者 ○低所得者 	<ul style="list-style-type: none"> ○低所得者等向けの質の高い手ごろな価格の住宅の建築・改築・改修等 ○低所得者等向けの住宅ローンの提供
4. 雇用創出		ダイバーシティの推進・女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者 ●失業者 ●女性(○特に若年女性、女性起業家、零細・中小企業を営む女性) 	<ul style="list-style-type: none"> ○(経営者が社会経済的に弱い立場にある)スタートアップ・起業家への投融資・支援事業 ○ジェンダー平等の向上(女性活躍)の実



「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドライン の追加的な例示)	SDGs アクションプ ラン等を踏まえた 社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途) の例
			性、仕事と子育て/介護等を両立 する女性等) ●性的及びジェンダーマイノリティ (○LGBT 等の人々) ●高齢者と脆弱な若者 ●自然災害の罹災者を含むその他 の弱者グループ ○外国人(特に社会経済的に弱い立 場にある外国人労働者等)	績等を示す企業への投融資 ○感染症拡大による経済的影響を受けた 中小企業等への支援(事業・雇用継続の ための投融資等)
	○感染症拡大による社会経済危 機への対応	新型コロナウイルス 感染症対策(経 済的影響への対応 (※1))	●自然災害の罹災者を含むその他 の弱者グループ ○感染症の拡大等を受け、事業に影 響を受けた中小企業等	○感染症拡大による経済的影響を受けた 中小企業等への支援(事業・雇用継続の ための投融資等)
	○地方創生・地域活性化	地方創生・地域活 性化	○地理的・社会経済的に困難な状況 に置かれている地域の企業・住民	○地域企業の事業支援(人材採用、知財の 共有を含む) ○地域の就労支援・雇用創出支援 ○地域の中小企業の成長促進・支援のた めの投融資
5. 食料の安全保障 と持続可能な食料 システム	●食料必要要件を満たす、安全 で栄養価の高い十分な食品へ の物理的、社会的、経済的な アクセス ○食生活改善・未病対策	健康・長寿の達成	●高齢者 ○患者 ○疾病等により特定の栄養素を必 要とする人々	○高度な医療栄養素の研究開発(再掲) ○より健康的な商品の研究開発、販売・流 通(再掲) ○食品の栄養価向上に向けた研究開発 (再掲)



「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドライン の追加的な例示)	SDGs アクションプ ラン等を踏まえた 社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例
	<ul style="list-style-type: none"> ●回復力ある農業慣行 ●小規模生産者の生産性向上 ●フードロスと廃棄物の削減 ○先端技術を活用した食料シス テムの向上 	<p>持続可能な生産・消費の促進、食品廃棄物・食品ロスの削減と活用/国際協力(発展途上国の食料安全保障と栄養改善の達成)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●貧困ライン以下で暮らしている人々 ●自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ ○小規模な生産者・サプライヤー 	<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な生産や農業慣行に関する指導/アドバイスや支援プログラムの提供 ○食料の生産から流通までの過程(サプライチェーン)での食品ロス・廃棄問題への取組に係るプロジェクト ○先端技術を活用した高い生産性の食料生産設備(植物工場等)の導入
6. 社会経済的向上とエンパワーメント	<ul style="list-style-type: none"> ●資産、サービス、リソース及び機会への公平なアクセスとコントロール ●所得格差の縮小を含む、市場と社会への公平な参加と統合 ○ダイバーシティ推進 ○女性活躍推進 ○働き方改革 ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進 ○介護予防 	<p>ダイバーシティの推進・女性の活躍推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者 ●失業者 ●女性(○特に若年女性、女性起業家、零細・中小企業を経営する女性、仕事と子育て/介護等を両立する女性等) ●性的及びジェンダーマイノリティ(○LGBT 等の人々) ●高齢者と脆弱な若者 ●自然災害の罹災者を含むその他の弱者グループ ○外国人(特に社会経済的に弱い立場にある外国人労働者等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○(社会経済的に弱い立場にある人々を対象にした)教育/職業訓練プログラム、キャリアアップのためのプログラム、能力開発プログラムの提供、事業支援プログラムの提供(再掲) ○(経営者が社会経済的に弱い立場にある)スタートアップ・起業家への投融資・支援事業(再掲) ○ジェンダー平等の向上(女性活躍)の実績等を示す企業への投融資(再掲) ○保育/子育て支援サービス/施設の提供(再掲) ○介護支援サービス/施設の提供(再掲)



「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドライン の追加的な例示)	SDGs アクションプ ラン等を踏まえた 社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途) の例
		働き方改革とディ ーセントワークの 実現	●障がい者(○障がい等の理由によ り多様な働き方を必要とする 人々) ○仕事と子育て/介護等を両立する 人々	○より働きやすいオフィスの整備 ○テレワークのための ICT ツールの導入 (Web 会議ツール等) ○サテライトシェアオフィスの開発 ○保育/子育て支援サービス/施設の提供 (再掲) ○介護支援サービス/施設の提供(再掲)
		バリアフリーの推 進	●障がい者 ●女性(○特に妊婦、乳幼児連れ の女性等) ●性的及びジェンダーマイノリティ (○LGBT 等の人々) ●高齢者	○デジタル・ディバイドの解消(ウェブサ イト等のアクセシビリティの向上等) (再掲) ○バリアフリー/ジェンダーフリー施設・ 設備の整備 ○ユニバーサル対応の推進 ○障がい者を対象にしたスポーツ・レジ ャー機会の提供
		子どもの貧困対策 推進・あらゆる 人々の教育機会の 確保	○子ども	○経済的に困窮する子どものための教 育・福祉に係るプロジェクトの実施
		責任ある企業行動 の促進	○小規模な生産者・サプライヤー (特に社会経済的に弱い立場に ある生産者・サプライヤー)	○人権と企業責任(安全、賄賂・腐敗防止、 公正な労働慣行、子どもの権利等)に関 する研修プログラムの提供 ○ビジネスと人権に関する国際的な規範



「事業区分」の例 (ICMA 原則)	「事業区分」の細目の例 (●ICMA 原則 ○本ガイドライン の追加的な例示)	SDGs アクションプ ラン等を踏まえた 社会的課題の例	「対象となる人々」の例(※2) (●ICMA 原則 ○本ガイドラインの 追加的な例示)	ソーシャルプロジェクト (具体的な資金使途)の例
				等を踏まえたフェアトレードのための プログラムの実施 ○社会・環境面で一定の規準等を満たす 小規模な生産者・サプライヤーへの支 援
		健康・長寿の達成 (高齢社会への対 応(※1)を含む)	●高齢者 (○特に所得の低い高齢 者、独居高齢者、生活に不可欠な 財・サービスにアクセスの難しい 高齢者等)	○高齢者向けの介護予防(運動促進等)プ ログラムの提供
		地方創生・地域活 性化	○地理的・社会経済的に困難な状況 に置かれている地域の企業・住民	○地域企業の事業支援(人材採用、知財の 共有を含む)(再掲) ○地域の中小企業の成長促進・支援のた めの投融資(再掲)

(※1) 「SDGs アクションプラン 2021」に示されている取組等に含まれない社会的課題の例示

(※2) ソーシャルプロジェクトの「対象となる人々」として一般の大衆 (general public) が想定される場合があり得るが、その場合においても、一般の大衆のうち、当該プロジェクトによって特に裨益する人々のセグメントを特定することが望ましい。プロジェクトが一般の大衆を対象とする場合においては、社会経済的に困難な人々等が排除されないよう、当該プロジェクトの製品やサービスがあらゆる人々にとってアクセス可能かつ手ごろな価格で提供されること等に留意することが考えられる。

(注 1) ソーシャルプロジェクトについては、発行体自身が事業を実施するケースと、金融機関等がこれらの事業に対して資金支援するケースが考えられる。
(注 2) 調達資金の充当先となる適格なソーシャルプロジェクトは、特定の社会的課題に対し、明確な社会的な効果を有するべきである。「明確な社会的な効果を有するソーシャルプロジェクト」とは、ソーシャルプロジェクトが環境・社会にもたらす可能性があるネガティブな効果を考量した上でも、本来想定されるポジティブな社会的な効果が明らかに有益であると発行体が評価するプロジェクトである。



付属書3 開示情報の例

以下はあくまで例示であり、これらに限定されるものではない。

個別ソーシャルプロジェクト単位で情報開示を行う例

事業区分	事業区分の細目	プロジェクト概要	対象となる人々	進捗状況	調達資金の充当額	期待される／実現した社会的な効果（注1）		
						指標1	指標2	指標3
		個別のソーシャルプロジェクト						
必要不可欠なサービスへのアクセス	高齢者福祉・介護	▲県△市における高齢者介護施設の設立プロジェクト	高齢者（特に△市における独居の高齢者への介護サービスの提供等を目指すもの）	施設建設中 （●年●月に開設予定）	●●億円			
	高齢者の必要不可欠なサービスへのアクセス	高齢者向け〇〇支援サービスの提供に係るプロジェクト	高齢者（特に疾患等を理由に〇〇へのアクセスが難しい高齢者へのサービス提供を目指すもの）	実施済	●●億円			
合計					●●億円			
未充当資金					●●億円			

現在、未充当となっている●●億円については、〇年〇月に充当される見込みである。それまでの間、現金又は現金同等物による運用を行う。以下、各プロジェクトの詳細を示す。（略）



一定の区分に情報を集約して情報開示を行う例

事業区分	事業区分の 細目	プロジェクト概要	対象となる人々	件数	調達資金の充当 額	期待される／実現した社会的な効果（注1）		
						指標1	指標2	指標3
必要不可欠なサービスへのアクセス	健康	公的病院への融資	患者、高齢者	〇〇件	●●億円			
				〇〇件	●●億円			
小計				〇〇件	●●億円			
（うちリファイナンス）				（〇件）	（●億円）			
雇用創出	感染症拡大による社会経済危機への対応	感染症拡大により影響を受けた中小企業等への融資	感染症拡大により影響を受けた地域の中小企業等	〇〇件	●●億円			
				〇〇件	●●億円			
小計				〇〇件	●●億円			
（うちリファイナンス）				（〇件）	（●億円）			
合計				〇〇件	●●億円			
（うちリファイナンス）				（〇件）	（●億円）			
未充当資金 （短期金融資産にて運用）					●●億円			

以下、代表的な事例を数例示す。（略）



(注1) 社会的効果の開示に当たっては、適切な指標を用いた上、インパクトに至る過程として、アウトプット、アウトカム、インパクトとして段階的に示すことが考えられる。

(注2) ICMA ソーシャルボンド原則では、発行体は、レポートに関し、ICMA の公表する「Working Towards a Harmonized Framework for Impact Reporting for Social Bonds」を参照し、可能な場合には採用すべきであるとしている。

(注3) ICMA の「Working Towards a Harmonized Framework for Impact Reporting for Social Bonds」に添付された開示のテンプレート案には、上表に含まれる開示事項以外にも、以下のような開示事項が含まれている。

- ・ 各プロジェクトが達成に貢献すると見込まれる SDGs のゴールとターゲット
- ・ プロジェクトの総額 (signed amount) と当該プロジェクトの総額が発行体の総調達額に占める割合 (share of total financing)
- ・ ソーシャルボンドの適格性 (eligibility of social bonds)
※部分的適格性 (eligibility of social bonds) を有するプロジェクトについて、その適格性の割合 (share of signed amount)
- ・ 各プロジェクトの存続期間 (portfolio lifetime) や資金充当期間 (budgeted years)

参考資料 「ソーシャルボンドに期待される事項」のチェックリスト

※以下は、本ガイドライン第3章において「べきである」「望ましい」と表記した項目の一覧表である。

内容	該当箇所	べきである／ 望ましい	✓
A. ソーシャルボンドの「核となる要素」			
1. 調達資金の使途			
✓ ソーシャルボンドによる調達資金は、ソーシャルプロジェクトに充当されるべきである。	A. 1. -①	べきである	
✓ 調達資金の充当先となる適格なソーシャルプロジェクトは、特定の社会的課題に対し、明確な社会的な効果を有するべきである。当該社会的な効果は、発行体が評価すべきである。	A. 1. -②	べきである	
✓ ソーシャルプロジェクトの社会的な効果は、可能な場合には、定量化することが望ましい。	A. 1. -②	望ましい	
✓ ソーシャルプロジェクトが対処する社会的課題は、当該社会において客観的に認識されている課題であるべきである。	A. 1. -③	べきである	
✓ 発行体は、社会的な持続可能性に関する自らの包括的な目標、戦略、方針等（中期経営計画、サステナビリティ戦略、CSR 戦略等）を踏まえた上で、対処する社会的課題及び具体的なソーシャルプロジェクトを特定することが望ましい。	A. 1. -④	望ましい	
✓ ソーシャルプロジェクトの「対象となる人々」が一般の大衆（general public）である場合、一般の大衆のうち、当該プロジェクトによって特に裨益する人々のセグメントを特定することが望ましい。	A. 1. -⑦	望ましい	
✓ 調達資金の使途は、目論見書などの法定書類その他の書類によって投資家に事前に説明されるべきである。	A. 1. -⑨	べきである	
✓ 調達資金の使途の投資家への説明は、ソーシャルプロジェクトの「事業区分」及び「対象となる人々」を示して行うべきである。	A. 1. -⑩	べきである	
✓ 調達資金の使途の投資家への説明において、「事業区分」の細目、事業の詳細や「対象となる人々」をターゲットとする理由を説明することが望ましい。可能な場合には、ソーシャルプロジェクト（及び、該当する場合は発行体）が SDGs の特定のゴールやターゲットに適合していることを示すことが望ましい。	A. 1. -⑩	望ましい	
✓ 調達資金の使途となる個別のソーシャルプロジェクトが具体的に確定している場合には、当該ソーシャル	A. 1. -⑪	望ましい	

内容	該当箇所	べきである/ 望ましい	✓
A. ソーシャルボンドの「核となる要素」			
プロジェクトを明示して行うことが望ましい。			
✓ ソーシャルプロジェクトが、本来想定されるポジティブな社会的な効果とは別に、付随的に、環境・社会に対しネガティブな効果を持つ場合には、投資家その他の市場関係者がその効果を適切に評価できるよう、発行体は、そのネガティブな効果の評価や、対応の考え方等も併せて説明すべきである。	A. 1. -⑫	べきである	
✓ 調達資金がリファイナンスに充当される場合は、①ソーシャルボンドにより調達される資金のうちリファイナンスに充当される部分の概算額（又は割合）及び②どのソーシャルプロジェクト（又は「事業区分」）のリファイナンスに充当されるのかについては、投資家向けの説明に含めることが望ましい。	A. 1. -⑬	望ましい	
✓ 調達資金がリファイナンスに充当される場合は、その対象となるソーシャルプロジェクトについて、ルックバック期間（既に開始されているプロジェクトについて、リファイナンスを充当する対象期間をいう。）を示すことが望ましい。	A. 1. -⑬	望ましい	
✓ 長期にわたり維持が必要である資産について、複数回のソーシャルボンドの発行を通じてリファイナンスを行う場合は、発行時点において、その資産の経過年数、残存耐用年数やリファイナンスされる額を明確に開示し、社会的な効果の持続性について評価し、必要に応じて外部機関による評価を受け確認すべきである。	A. 1. -⑬	べきである	
✓ リファイナンスを行うにあたり、リファイナンス実施時点で既に実現した社会的な効果がある場合は、当該効果を含めて評価することが望ましい。	A. 1. -⑬	望ましい	
2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス			
✓ 発行体は、発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会的な目標（Objective）及び調達資金の充当対象となるソーシャルプロジェクトが社会的な目標に合致すると判断する際のプロセス（Process）の概要を、事前に投資家に説明すべきである。	A. 2. -①	べきである	
✓ 発行体は、ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準（Criteria）について、事前に投資家に説明することが望ましい。	A. 2. -①	望ましい	
✓ ソーシャルボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のソーシャルプロジェクトが決定している	A. 2. -②	べきである	

内容	該当箇所	べきである/ 望ましい	✓
A. ソーシャルボンドの「核となる要素」			
場合でも、①発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会的な目標及び②当該プロジェクトの評価・選定のプロセスについては、事前に投資家に説明すべきである。			
✓ ソーシャルボンドにより調達される資金の充当対象となる個別のソーシャルプロジェクトが決定していない場合（①自らの一定の「事業区分」に属するソーシャルプロジェクトに係る資金調達をするためソーシャルボンドを発行する場合、②金融機関等が多数のソーシャルプロジェクトに対する投資・融資の原資を調達する場合等）には、発行体は、①発行体が当該ソーシャルボンドを通じて実現しようとする社会的な目標及び②当該プロジェクトの評価・選定のプロセスを決定し、事前に投資家に説明すべきであるが、この場合、ソーシャルプロジェクトを評価・選定するための規準を定めた上で説明することが望ましい。	A. 2. -③	べきである 望ましい	
✓ 規準は、プロジェクトの社会的な効果の開示に用いる指標等と整合的に説明されることが望ましい。	A. 2. -⑥	望ましい	
✓ ソーシャルプロジェクトの評価・選定に当たり、参照する社会的な基準・認証がある場合、それらについても事前に投資家に説明することが望ましい。	A. 2. -⑦	望ましい	
✓ ソーシャルプロジェクトの評価・選定の判断を行う際のプロセスには、ESG 担当部署その他の専門的知見を有する部署や外部機関が関与し、当該部署等がプロジェクトの選定に係る一次判断の妥当性をチェックした上で発行体としての最終判断を行うなど、社会的な観点からの適切性を確保するための牽制を働かせることが望ましい。	A. 2. -⑨	望ましい	
✓ 発行体は、社会的な目標、規準及びプロセスに関する情報を、社会的な持続可能性に関する発行体の包括的な目標、戦略、方針等（中期経営計画、サステナビリティ戦略、CSR 戦略等）の文脈の中に位置付けた上で、投資家に対して説明することが望ましい。また、発行後も投資家の求めに応じて説明することが望ましい。	A. 2. -⑩	望ましい	
✓ 発行体は、ソーシャルプロジェクトの評価・選定のプロセスを補足するため、環境・社会に対して付随的にネガティブな効果をもたらすおそれのあるソーシャルプロジェクトの環境・社会的リスクを特定し、管理する方法を、事前に投資家に説明すべきである。	A. 2. -⑪	べきである	
✓ 発行体は、ソーシャルプロジェクトが重大な環境・社会的リスクを有する場合、当該リスクの緩和策を定	A. 2. -⑫	望ましい	

内容	該当箇所	べきである/ 望ましい	✓
A. ソーシャルボンドの「核となる要素」			
めておくことが望ましい。			
3. 調達資金の管理			
✓ 調達資金の全額又はそれと同等の金額について、適切な方法により、追跡管理を行うべきである。この追跡管理は、発行体の内部プロセスによって統制を受けるべきである。	A. 3. -①	べきである	
✓ ソーシャルボンドが償還されるまでの間、ソーシャルプロジェクトへの充当額がソーシャルボンドによる調達資金と一致、若しくは上回るようにする、又はソーシャルプロジェクトへの充当額と未充当資金の額の合計額が、ソーシャルボンドによる調達資金の合計額と整合するよう、定期的（少なくとも1年に1回）に確認すべきである。	A. 3. -②	べきである	
✓ 未充当資金が一時的に生ずる場合には、未充当資金の残高についての想定される運用方法を投資家に説明すべきである。また、未充当資金を早期にソーシャルプロジェクトに充当するよう努めるべきである。	A. 3. -②	べきである	
✓ ソーシャルボンドの発行後、調達資金の管理やソーシャルプロジェクトへの充当が、発行体が事前に定めた方法で適切に行われているか、監査法人その他の第三者を活用して検証することが望ましい。	A. 3. -③	望ましい	
✓ 調達資金の追跡管理の方法について、投資家に事前に説明すべきである。	A. 3. -⑥	べきである	
✓ 調達資金の管理について、証憑となる文書等を適切に保管しておくことが望ましい。	A. 3. -⑦	望ましい	
✓ 調達資金は、早期にソーシャルプロジェクトに充当することが望ましく、合理的な理由なく充当しないことは避けなければならない。	A. 3. -⑧	望ましい	
✓ 未充当資金の運用方法について、投資家に事前に説明すべきである。	A. 3. -⑨	べきである	
✓ 未充当資金の運用方法は、現金又は現金同等物、短期金融資産等の安全性及び流動性の高い資産による運用とすることが望ましい。	A. 3. -⑩	望ましい	
4. レポーティング			
✓ ソーシャルボンド発行後に、ソーシャルボンドによる調達資金の使用状況に関する最新の情報及びソーシャルプロジェクトの社会的効果について一般に開示すべきである。	A. 4. -①	べきである	
✓ 全ての調達資金が充当されるまでは少なくとも1年に1回、また、大きな状況の変化があった場合はその	A. 4. -②	べきである	

内容	該当箇所	べきである/ 望ましい	✓
A. ソーシャルボンドの「核となる要素」			
都度、資金の使用状況を開示すべきである。全ての資金が充当された後も、大きな状況の変化があった場合には適時開示すべきである。			
✓ 開示事項には、以下の項目が含まれるべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達資金を充当したソーシャルプロジェクトのリスト ・ 各ソーシャルプロジェクトの概要（進捗状況を含む。） ・ 各ソーシャルプロジェクトに充当した資金の額 ・ 各ソーシャルプロジェクトがもたらすことが期待される社会的な効果 ・ 未充当資金の金額又は割合、充当予定時期及び未充当期間の運用方法 	A. 4. -③	べきである	
✓ 調達資金をリファイナンスに充当した場合、開示事項には、①調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額（又は割合）、②どのソーシャルプロジェクト（又は「事業区分」）のリファイナンスに充当されたのが含まれることが望ましい。	A. 4. -④	望ましい	
✓ 開示は個別のソーシャルプロジェクト単位でなされることが望ましい。守秘義務契約が存在する場合や競争上の配慮が必要な場合、プロジェクト数が多い場合等、情報を集約した形式で行うことも考えられる。	A. 4. -⑤	望ましい	
✓ 社会的な効果の開示に当たっては、「社会的な目標」及び「規準」との整合性や、ソーシャルプロジェクトの性質に留意して、適切な指標を用いるべきである。	A. 4. -⑦	べきである	
✓ 社会的な効果の開示に当たっては、可能な場合には定量的な指標が用いられ、その算定方法や前提条件とともに示されることが望ましい。定量化が難しい場合や、定量的な指標のみでは十分に社会的な効果を示すことが難しい場合には、定性的な表現も用いて当該効果を説明することが望ましい。	A. 4. -⑧	望ましい	
✓ 実現した社会的な効果をモニタリングできる場合、実現した効果を開示事項に含めることが望ましい。また、ソーシャルプロジェクトがもたらす社会的な効果については、債券の償還期限までの間、開示することが望ましい。	A. 4. -⑨	望ましい	

内容	該当箇所	べきである/ 望ましい	✓
B. ソーシャルボンドの「重要な推奨項目」			
1. ソーシャルボンド発行のためのフレームワーク			
✓ 発行体は、ソーシャルボンド発行のためのフレームワークを作成して、又は目論見書などの法定書類その他の書類によって、ソーシャルボンドが4つの核となる要素（調達資金の用途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、並びにレポート）に適合していることを、投資家に説明すべきである。	B. 1. -①	べきである	
✓ 発行体は、このようなフレームワーク等の書類を一般に開示すべきである。	B. 1. -①	べきである	
✓ 発行体は、ソーシャルボンド発行のためのフレームワークにおいて、自らの包括的なサステナビリティ戦略の文脈に沿って投資家に説明することが望ましい。	B. 1. -②	望ましい	
2. 外部機関によるレビュー			
✓ 発行体が、ソーシャルボンド発行のためのフレームワークに関し、4つの核となる要素に係る自らの対応について、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。	B. 2. (1) -①	望ましい	
✓ 発行体が外部機関によるレビューを受けた場合には、結果に係る文書等について開示すべきである。	B. 2. (1) -④	べきである	
✓ レビューを付与する外部機関は、以下の基礎的事項に則るべきである。 ①誠実性 ②公正性 ③プロフェッショナルとしての能力及び正当な注意 ④守秘義務 ⑤プロフェッショナルとしての行動	B. 2. (2) -①~⑤	べきである	
✓ レビューを付与する外部機関は、外部レビューを実施するための組織構造として、外部レビューを適切に実施するための十分な組織体制を有し、外部レビューを実施する方法論（評価の軸となる考え方を含む。）や手続をあらかじめ定めているべきである。	B. 2. (2) -⑥	べきである	
✓ レビューを付与する外部機関は、方法論や手続に関する情報をあらかじめ開示することが望ましい。	B. 2. (2) -⑥	望ましい	
✓ レビューを付与する外部機関は、付与する外部レビューの領域をカバーするために必要とされる専門的な経	B. 2. (2) -⑦	べきである	

内容	該当箇所	べきである/ 望ましい	✓
B. ソーシャルボンドの「重要な推奨項目」			
<p>験と資格を有する者を相当数雇用しているべきである。</p>			
<p>✓ レビューを付与する外部機関は、専門的分野に係る賠償責任保険を利用する場合、その対象範囲に言及するべきである。</p>	B. 2. (2) -⑧	べきである	
<p>✓ レビューを付与する外部機関は、外部レビューの種類に応じて以下について評価するものとする。</p> <p>1) 資金使途となるソーシャルプロジェクトが目標とする社会的な効果を評価するべきである。</p> <p>2) ソーシャルボンドに期待される4つの核となる要素との適合性を確認し評価するべきである。</p> <p>3) 発行体が特定した、ソーシャルプロジェクトに関連する潜在的な重大な環境・社会的リスク（ネガティブな効果）を必要に応じて評価するべきである。</p>	B. 2. (2) -⑨	べきである	
<p>✓ レビューを付与する外部機関は、外部レビューの目的、業務の範囲、外部レビューを行う者の資格や外部機関としての専門的知見についての一般的な説明を、レビューの結果に係る文書等の中に含むべきである。少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示す必要がある。例えば、自らの有する専門的知見について、レビューの結果に係る文書等の中で説明するなどにより、明確に示すことが望ましい。</p>	B. 2. (2) -⑩	べきである 望ましい	
<p>✓ レビューを付与する外部機関は、その発行体から独立している第三者性及び利益相反の方針に関する声明について、レビューの結果に係る文書等において、含むべきである。少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示す必要がある。</p>	B. 2. (2) -⑪	べきである	
<p>✓ レビューを付与する外部機関は、使用する定義、どの事項について、どのような評価規準に照らして評価を行ったかという分析的アプローチや方法を、レビューの結果に係る文書等の中で、明確に示すべきである。詳細な評価規準の開示は困難な場合があるものの、可能な範囲で、どのような評価規準に照らして行ったかを明確に示すことが望ましい。</p>	B. 2. (2) -⑫	べきである 望ましい	
<p>✓ レビューを付与する外部機関は、外部レビューにおいて評価する限界的事項も含め、外部レビューには、その結論・アウトプットを含むべきである。少なくとも、これらの情報を入手できる場所を示す必要がある。</p>	B. 2. (2) -⑬	べきである	